

# 2026年2月期 事業所ネットワーク情報提供

<2026年1/25から2026年2/28までを中心に>

トピックス p2

1 この間の障害福祉を巡る動き p5

2 2026年度の障害福祉施策の変更点と課題のまとめ p14

3 能登半島地震について p22

4 コロナ対策 p23

5 事業所での取組 p24

6 障大連取組 p28

7 関連団体取組 p30

<参考資料①>大阪府が調査 障害者の就労支援 約3割が在宅利用 p34

<参考資料②>就労支援事業所の過大受給（大阪市） p34

<参考資料③>令和8年度における臨時応急的な見直し（案） p35

<参考資料⑤>都道府県・政令指定都市・中核市での規制について p44

<参考資料⑥>成年後見制度について p46

<参考資料⑦>成年後見制度を使った人を退職させたのは「違憲」最高裁が初の判断 p47

<参考資料⑧>2025年度 対大阪市オールラウンド交渉 確認事項（介護抜粋） p49

別紙 「処遇改善のポンチ絵」

別紙 「処遇改善単位数（加算率）」

別紙 「処遇改善算定要件等」

別紙 「職場環境等要件」

別紙 「2026年度からの就労継続支援B型」報酬イメージ

別紙 「国庫補助基準」（2026年6月より）

<情報提供2月期別冊>

<参考資料①>大阪府障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金 交付要綱 と給  
与改定について p1

参考 新しい給与体系に向けて p10

<参考資料②>2026年度障害保健福祉関連予算案 p14

<参考資料③>絆ホールディングス不正受給疑惑：就労継続支援A型事業の闇を暴き、障  
害者雇用の真実を探る p22

【訃報】

2月16日未明、社会福祉法人ぼぼんがぼん 前理事長の浅野省三さんがご逝去されました。年末より感染症のため入院され入院中に肺炎なども併発し、食事の経口摂取も困難となり高槻のみどりが丘病院にてお亡くなりになりました。

お通夜 2/18(水)18:00、告別式 2/19(木)10:00 がとりおこなわれました。障害者の選挙権の問題やぼぼんがぼんの社会福祉法人化に尽力されました。などに心からお悔やみ申し上げます。

## トピックス

### その1 衆議院選挙が終わり、予算審議へ

- 第51回衆議院選挙は2月8日、投開票が行われ、高市早苗首相が率いる自民党が単独で総定数465の「3分の2」以上に当たる316議席を獲得する歴史的な勝利を収めた。
- ・政府・与党は、衆院選後に首相を指名する特別国会を、2月18日に召集、高市早苗総裁は衆参両院の本会議で首班指名され、第105代内閣総理大臣に選出されました。第2次高市内閣は18日夜、第1次高市内閣の大臣、官房副長官、総理補佐官、法制局長官、副大臣、政務官が全員再任され、連立パートナーである日本維新の会からの入閣は引き続き見送られた。
- ・自民党と中道改革連合は24日、2026年度予算案について、衆院予算委員会の基本的質疑を2月27日と3月2、3両日に行い、実質審議入りする日程で合意した。自民は、例年70～80時間程度の衆院審議を五十数時間に短縮し、3月13日までに採決することも提案したが、中道は応じなかった。衆院予算委の与野党筆頭理事候補者の斎藤健元経済産業相（自民）と長妻昭元厚生労働相（中道）が会談した。この後、長妻氏が記者団に協議内容を説明した。長妻氏は「120兆円以上の予算案を異例の短時間でチェックすることは難しい」と指摘。審議時間を確保するために暫定予算編成の準備を進めるよう自民に求めた

### その2 国民会議初会合“減税に必要な法案 早期提出目指す”

- 「国民会議」の初会合は、26日午後、総理大臣官邸で開かれ、政府からは高市総理大臣や木原官房長官らが、与党からは自民党の小林政務調査会長や日本維新の会の藤田共同代表らが、野党からはチームみらいの安野党首らが出席しました。一方、参加を呼びかけられた国民民主党と中道改革連合は、出席しませんでした。
  - ・この中で、高市総理大臣は「税と社会保険料負担や物価高に苦しむ中・低所得者の負担を緩和するため『給付付き税額控除』の制度設計を含めた『社会保障と税の一体改革』は本丸として議論を進める必要がある」と述べました。
- その上で、制度を導入するまでのつなぎとして、食料品の消費税を2年間ゼロにするスケジュールや赤字国債に頼らない財源の確保策などをあわせて検討する考えを示しました。

そして「国民に見える形で、丁寧にスピード感をもって進めたい。夏前には中間とりまとめを行い税について結論が得られれば必要な法案の早期提出を目指したい。与野党の垣根を越え実務者や有識者の英知も集めて議論し、長く放置されてきた給付と負担について思い切ってやろう」と呼びかけました。

さらに物価動向や感染症の発生などに応じて柔軟に消費税率を変更する仕組みの提案に期待を示しました。また参加を呼びかけている国民民主党と中道改革連合に対し、引き続き、声をかけていく意向を示しました。

(注) 所得税について、納税額の多い層には減税を、納税額の少ない層や非課税世帯には現金給付を行う仕組み。「年額4万円」を想定。

### その3 「大阪都構想」へ再々挑戦…吉村知事と横山市長再選

- ・吉村知事と横山市長が再選されました。
- ・選挙後、大阪府議会と大阪市議会で「法定協議会」を設置し、「特別区設置協定書」づくりが行われ、1年後？(4月?)に3回目「(大阪市民による)住民投票」が行われるという見通しが出されています。吉村知事は、その後、国政に出ると決意表明しています。具体的な動きについては維新の会内で、まだ調整中とのこと。

(注) 2/8の衆議院選挙での大阪の結果

小選挙区：19の内、18が維新の会。1が自民党。

(参考) 近畿ブロックでの比例：自民10、維新8、中道5、国民2、賛成2、共産1

### その4 「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」

- 2/4 大阪府から交付要綱が出ました。焦る必要はありません。締め切りは4月末までですし、手続き的にも簡単です。申請よりもどう使うかをしっかり考える必要があると思います。

★→ p 7

### その5 物価高騰対策

- 大阪府の障害福祉事業所で従事する人に対する「3万円ギフト券」の配給が始まっています。もう手続き終わりましたか？ 事業所がまとめて申請する形です。まだなら、大阪府のホームページから手続きをしましょう。

- 2/9 「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業」第5弾出ました！

(注) 市町村では、高槻市で「令和7年度 社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」(第2回)～1事業所30万円まで、4/30締め切りが出ています。また、「八尾市障がい福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金給付」(グルホ30万円程度)が、2月20日までありました。(情報つかむのが遅れてすみません) 他の市町村については見ていません。 ★→ p 9

- 物価高騰に対する対応策の一環として生活保護世帯も含めて、「住民税非課税世帯への3万円(+

こどもひとり2万円)」の給付金をはじめます。★→p 9

## その6 2026年度の障害福祉サービスの報酬等の枠組みが出ました。

- 2月18日(水)開催の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第53回)」にて、以下のとおり概要が取りまとめられました。

※令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

※障害福祉サービス費等の報酬算定構造(6月以降の処遇改善比率改定含む!)

(注)これに基づいてより正確な2026年度の報酬の予測を立てれます

(注)「国庫負担基準の見直し」(2026年6月実施)

- ★→**検索**「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001658029.pdf>

★→**2**p 14

## その7 成年後見制度改定の動向

(根拠) 社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)

R8.1.19資料6

- ・2026年の改正(予定)に向け、成年後見制度は「終身制(終わらない)」から「必要な時だけ使える」柔軟な制度へ大転換します。現行の「後見」「保佐」「補助」の3類型を廃止し、「補助」への一本化(限定的支援)を軸に、本人の意思尊重、後見の途中終了、交代のしやすさがポイントです。★→p 12

(最高裁判決)

- ・成年後見制度については、成年後見制度を利用する人に対する様々な欠格条項(権利制限)がありますが、成年後見制度利用者の就業を認めないとした旧「警備業法」について、違憲判決が出ました。成年後見制度に関連する動きに注意していきたいと思います。

★→<参考資料⑧>年後見制度を使った人を退職させたのは「違憲」最高裁が初の判断 p49

## その8 生活保護受給者について

- 2025年度の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に基づく「住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を目安として算定する給付金(子ども一人当たり2万円を加算)」の生活保護受給者についての取扱いが出ています。これは、**収入認定されません**。
- これとは別に、2023年～2015年に生活保護を受給していた人は、最高裁判決を踏まえた措置として、おおよそ10万円の給付があります。(訴訟していた人はさらに10万円)支給の時期は、3月末から始まりますが、自治体、個人によって異なります。★→p 11

# 1 この間の障害福祉を巡る動き

## (1) 衆議院総選挙の結果とその影響について

### ①選挙結果（大阪府知事・大阪市長選含む）

第51回衆議院選挙は2月8日、投開票が行われ、高市早苗首相が率いる自民党が単独で総定数465の「3分の2」に当たる316議席を獲得する歴史的な勝利を収めた。参政党やチームみらいも躍進。中道改革連合は議席を118減らす惨敗で、重鎮も議席を守れなかった。

### ②今後への影響

1、軍事費拡大と「社会保障改革」が強力に進められると考えられます。

給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置が行われました。（2/26）

2、既定の「2026年度予算案」の審議が進められます。社会保障の再編含む

3、大阪では、来年に向けて3度目の「都構想」住民投票が進められるだろうと思います。

## (2) 2026年度政府予算

### ①2026年度政府予算の基本方針

令和8年度の予算編成では、「責任ある積極財政」を経済財政運営のあるべき姿と位置付け、高市政権が掲げる「強い経済」の実現に向けて、必要な措置を講ずることとされています。

主要な論点について、予算編成の考え方が示されていますが、社会保障に関しては、次のような内容となっています。

・物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく。

・その上で、人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となる。

（注）2040年構想＝医療保険や介護保険を軸とした（障害福祉も含む）サービス提供体制の再編。都市部、中山間地等、一般の市町村の3つの領域でのサービス体制整備が進んでいくと思われます。

・全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る。

・社会保障システムの持続性確保の観点から、「令和7年度総合経済対策」に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする。その際、次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の処遇改善を図る。

・その上で、給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議

論を進めるため、「**国民会議**」の早期設置に向けて検討を進める。

## ②2026 年度政府予算案

12/26 に政府当初予算案が出されています。122 兆 3092 億円です。

### 【参照 1】2026 年度当初予算

政府は 26 日、一般会計の歳出総額が 122 兆 3092 億円となる 2026 年度の当初予算案を閣議決定した。前年から 7 兆円余り増え、2 年連続で過去最大となった。物価高や人件費の上昇、金利高を織り込んだことで規模が膨らんだ。一方で、税収も大きく増えるため、新規国債の発行額は 29 兆 5840 億円と、2 年連続で 30 兆円を下回る。

「責任ある積極財政」を掲げる高市早苗政権として、初めての当初予算案の策定。財政悪化への懸念を背景に、金融市場で円安と金利上昇が進んでおり、当初予算案の規模や国債発行額が市場から注目されていた。

歳出面では、全体の 3 割を占める「**社会保障関係費**」が、前年から 7621 億円増の 39 兆 559 億円となった。物価高や賃上げなどのため、診療報酬を全体で 12 年ぶりに引き上げる。高齢化や高価な薬・医療機器の普及で膨らんだ。防衛関係費は 3349 億円増の 9 兆 353 億円と、初めて 9 兆円台に達する。

## ③2026 年 6 月からの介護、障害福祉の報酬についての政府方針案 **12/24 大臣折衝**

- ・12 月 24 日、政府は、片山さつき財務相と上野賢一郎厚生労働相らが**大臣折衝**で合意し、2026 年 6 月からの処遇改善比率の改定（前倒し改定～2027 年度改定の前倒し）について、「**介護報酬**」を 2・03%、障害者向けのサービスの「**障害福祉サービス等報酬**」を**1・84%**、それぞれ 2026 年度の臨時改定（2026 年 6 月から）で引き上げることとなりました。

（注）この「報酬の引き上げ率」というのは、「処遇改善加算の比率」を引き上げることを主な要素として、物価高騰や、サービスの拡大なども踏まえた結果として出してきた引き上げ率です。

「他産業との遜色ない待遇」といいながら、結果としては、他産業との格差は拡大してしまうものとなっています。

前回 2024 年度の改定では、介護報酬が 1・59%、障害福祉サービス等報酬が**1・12%**のプラス改定でした。ちなみに、今回 2026 年度に行われる医療の診療報酬改定（2 年に一度改定）については、プラス 3・09%の引き上げ（30 年ぶりの 3%超え）となっています。

- （注）ここで言う「前倒し」というのは、もともと 2024 年度の報酬改定があったときに、2026 年 6 月に処遇改善比率について「前倒しで」改定するということが明らかにされていました。

補助金は、効果を「前倒し」とされています。（言葉遣いややこしいですね）

2025 年 12 月分から 2026 年 5 月分の補助金は、「緊急」で「臨時」で出すということになります。

（介護保険 1 万 9 0 0 0 円、障害福祉 1 万円）

- ・障害福祉についても、「生産性向上などに取り組む事業者の福祉・介護職員については、**月額 3 千円を上乗せ**を行うこととなりました。

「**一律の引き上げ月 1 万円**」+「**上乗せ 3000 円**」+ **事業所努力での「月 6000 円の定期昇給**」をもって、**合計 1 万 9000 円（月）の賃金改善**が行われるという見解です。

上乗せ 3000 円の要件は、基本的には、「職場環境等要件」の強化です。

## 【参照 2】大臣折衝（2025 年 1 2 / 2 4）

・障害福祉サービス等報酬改定障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による（報酬の）改定率は+1.84%（国費+313 億円（令和 8 年度予算額への影響額））となる。

・福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。

・生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月 0.3 万円（1.0%）の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月 1.9 万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給 0.6 万円込み）が実現する措置。（注）定期昇給については別途の財源なし

・上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。

さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

・訪問系サービスにかかる**国庫負担基準**については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、**緊急的な所要の見直し**を実施する。なお、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和 7 年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和 6 年度改定、令和 8 年度改定及び令和 7 年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

### (3) 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（大阪府）

- 昨年（2025年）の12月26日に、厚生労働省から各都道府県知事あてに「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」という通知が発出されました。

これを受けて、大阪府からは、「大阪府障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱」が2/4に出ました。

申請は、特別な事情（3月中にどうしても補助金が欲しいなど）がないなら、ゆっくりで構いません。締め切りは4月30日です。（3月中に出すというイメージでいいと思います）

申請事務そのものも簡単です。

- ・ しかし、今回の補助金については、これを踏まえ、6月処遇改善加算比率変更も見据えた、賃金体系の改定をそれぞれの事業所で検討し、2026年度の事業計画を立てていくことにつなげていくことが大事だと思います。

人材確保、事業展開という点などを踏まえて、今後の事業運営・事業計画をできるだけ意識的に立てていくように努力しましょう！（事業計画づくりについては、昨年度の単純なコピーではなく、報酬の変更や水光熱費などの物価高騰、そして人件費の変更（給与改定）などいろいろな要素を反映させましょう！）

「理念・運動・事業」の新たな展開を切り開いていきましょう！

#### ① 対象となる事業所及び対象となるサービス

- ・ この補助金をもらえる事業所の範囲は、「**基準月**」において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算を令和8年度中に算定することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、申請時から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。」
- ・ また、処遇改善加算ⅠまたはⅡを算定している場合には、（中略）「職場環境等要件について、全体から14以上の取組を実施していること。ただし、基準月において当該要件を満たしていない場合であっても、申請時に14以上の取組の令和8年度中に実施することを誓約した場合は、申請時から当該要件を満たしているものとして取り扱う。なお、当該誓約をした場合は、実績報告書において14以上の取組の実施について報告することとする。」

（注）従来までなかった相談支援については、キャリアパス要件や「職場環境等要件」（8個）などについて、処遇改善加算Ⅳに「準ずる」ことを確認する必要があります。

今回のトピックスは、なんと言っても計画相談などの相談系サービスも対象となったことです。

#### ② 対象者

- ・ 対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（以下、「障害福祉従事者」という。）とする。（注）事務職はもちろん、サビ管専従や「兼務役員」運転手さん、調理師さんなども対象となります。

#### ③ 補助金額

●基準月について

原則として基準月は令和7年12月とし、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6(ケ)月分(=2025年12月~2026年5月)の補助額を算出することとする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、各都道府県の判断で、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとしても差し支えないものとする。

(※)「1月」「2月」「3月」でもかまいません。

●これは、2025年12月から今年2026年5月までの6ヶ月分の補助金になります。(1回のみ)

(注) 本事業により補助された額は、全額賃金改善に充てられるべきものであることに留意

1、基本給、2、手当、3、一時金 いずれでもかまいません。(基本給が望ましいとされていますが、縛りはありません)

(注) 相談系(計画相談、地域移行、地域定着、障害児相談)がついに対象となりました。

<障害者>

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 **20.3%**

※生活介護 **11.1%**

※施設入所支援、短期入所、療養介護 **22.2%**

※自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練 **23.0%**

※就労選択支援、就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助 **11.4%**

※共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(日中サービス支援型)、共同生活援助(外部サービス利用型) **14.1%**

※施設入所 **22.2%**

※計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援)、地域相談支援(地域定着支援) **47.0%**

(注) これまで処遇改善加算がなかったので、大きくなっています。

<障害児>

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 **18.5%**

※福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 **80.8%**

※障害児相談支援 **47.0%**

④申請と支給のスケジュール

1、申請

1、令和8年3月末までに支給を希望する場合・・・令和8年2月16日(月曜日)

2、令和8年4月以降の支給を希望する場合・・・令和8年4月30日(木曜日)

※令和8年3月末までに支給を希望する場には、令和8年3月末までに賃金改善を実施する必要があります。また、書類に不備があった場合、期日内に申請いただいても3月末までに支給で

きない場合もございます。

## 2、支給スケジュール

### ※3月末支払いを希望 **済**

基準月→全て令和7年12月、支払い→支給時期令和8年3月、実績報告：5月末

### ※4月以降支払いを希望

基準月：全て令和7年12月の場合→支払い：令和8年4月以降

基準月：①令和7年12月+②令和8年1月～3月 →支払い：令和8年5月以降

基準月：全て令和8年1月～3月 →支払い：令和8年5月以降

実績報告：令和8年8月末予定

## (4) 物価高騰対策

### ①「3万円」ギフト券

・もう手続きすんでいるかと思いますが、まだの事業所は、大阪府のホームページから手続きをしてください。事業所は、分配の協力をする形です。複数事業所に勤務する従事者については、どの事業所で手続きをするのかを確認する必要があります。

<対象者>

・令和7年4月1日から令和8年1月1日の間に、社会福祉施設等において10日以上勤務しており、利用者等と接する業務に1日以上従事していた方が対象です。

※退職者、派遣及び委託によるものを含む

※公務員（常勤・非常勤）等は対象外

(注) 今回は、移動支援や日中一時支援、地域活動支援センターも対象です。

<支給金額>

・対象従事者1名につき3万円相当のギフトカード(1,000円券×30枚)を配付します。

※複数の施設等で働いている場合でも、対象従事者1名につき1回までの申請となります。

<申請手続き>

令和8年**2月9日**（月）午前9時00分から令和8年**3月23日**（月）午後11時59分まで

<支給スケジュール>

※ギフトカードの送付をもって交付決定通知を行ったものとしますので、施設等でとりまとめされた場合は、ギフトカードが届き次第、速やかに従事者に配付するとともに、申請者名簿の受領確認欄に従事者の確認をもらい、5年間保管してください。

(注) 事業者にとっては、配布を手伝うという位置づけだけです。事業の会計記録には一切関係ありません。

### ②社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

●2/9に、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業」**第5弾**が出ました。

・受付：2月9日（月）～3月23日（月）

・対象：大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下、「施設等」という。）。

※公立施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、対象外となる施設等もありますのでご注意ください。

令和8年1月1日時点（以下「基準日」という。）において、サービスを提供し運営していること。ただし、基準日において休止又は廃止している場合は、支給の対象外となります。

・支給額：入所（グルホ含む）と通所は、定員数をかけます。同一建物内でも区分され、それぞれ定員設定されているサービスは原則サービスごとに申請訪問系等の場合、同一建物内で複数のサービスを実施していても22,000円だけ。

入所系：	8400円／1人
通所系（介護、障害）	2700円／1人
通所系（児童）	1500円／1人
訪問系	22000円／1施設

（注）市町村単位での社会福祉矢越等に対する物価高騰対策は高槻市で「令和7年度社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」（第2回4／30締め切り）が出ています。八尾市も出ていたがもう終了しています。（2／20まで）他の市町村については、ないようです。

## （5）大阪府で就労継続支援B型調査の結果

- 「福祉ビジネス」問題のうち、就労継続支援B型の「在宅支援」問題が調査されています。（「不適切な支援」に対して報酬算定されている問題）

★→<参考資料②>大阪府が調査 障害者の就労支援 約3割が在宅利用 p34

## （6）大阪市、絆ホールディングス問題

- 大阪市での「福祉ビジネス問題」の一環である「就労支援体制加算」について、調査が進められてきています。障害福祉が大きくゆがめられてきています。障害者の地域生活支援を守り、発展させていきましょう！

★→<参考資料③>就労支援事業所の過大受給（大阪市） p34

## （7）その他

①生活保護 最高裁判決を受けて

●生活保護補償問題（最高裁判決と高市首相会見を受けて）

- ・11月21日、厚生労働省で以下の内容が発表されました。
- ・「ゆがみ調整」（世帯や年齢などでの調整）はそのまま。「デフレ調整」は、白紙撤回ではなく、新たな

に作った「適正な引き下げ基準」を使って、落差部分だけの補償。裁判を行って人（約700人）には「特別給付金」（新しい基準を使わない形～前額補償）支給という施策案になります。

- ・追加支給対象は約300万世帯で、保護費は2000億円前後と見込まれています。「補正予算」に反映した形になりました。
- ・原告だけ上積みするというゆがんだ形で一部の原告に対する補償が間もなく始まるうとしています（一部原告は3月中に配布）。その後の原告以外の人たちへの配布予定は、遅くとも今年中ということになりそうですが、自治体格差があります。

対象者は、2013年～2015年に生活保護を利用していた人たちで、額については、世帯や加算などで違いがありますので注意が必要ですが、一人暮らしの場合、原告→10万円+10万円、その他は10万円というのが目安になるようです。（収入認定はありません）

- ・また、今回の対策について、訴訟の原告からは、全額補償を求める声や、生活保護基準に関連する制度の被害者救済などを求める声が出ていますので、継続した取り組みがおこなわれる予定です。

## ②優生保護法

- 2024年7月3日の最高裁判決を受けてこれまで岸田総理、石破総理の面会・謝罪がなされてきました。そして、今回、2026年1月21日に高市総理の面会・謝罪も実現するに至りました！

原告団、弁護団、優生連はじめ全国の支援者の方々の働きかけや、地道な活動がこのように実を結んだものと思います。みなさま、お疲れさまでございます。

### 【高市総理の謝罪のことば】

- ・旧優生保護法を執行してきた政府の責任は極めて重大であります。改めて心からの謝罪を申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告団等との面会

- 大阪では、3月16日（月）p2:30～3:30まで、大阪府と三者（問うネット、ODF、旧弁護団）で話し合いを持ちます。ZOOMあり。詳しくは、[network03@nifty.com](mailto:network03@nifty.com) までご連絡ください。

## ③成年後見制度を巡って（2026年1/19）

- ・社会保障審議会障害者部会（第154回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

方向性

※「補助」（「特定補助人」あり）に一本化。必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択する。解任（交代）等を可能とする。など

この改正は、国連の障害者権利委員会からの勧告を受け、「保護」から「自己決定のサポート」への国際的な主流に合わせて行われます。法改正は、まだいつに行われるか明確ではありませんが、現行の成年後見制度に基づく「促進計画」は2026年度までなので、今年度内には成立させることになるのではないかと思います。

（注）第二期成年後見制度利用促進基本計画

<主な改正要綱案のポイント>

※3 類型の廃止と「補助」へ一本化：包括的な代理権を排し、遺産分割や不動産処分など必要な場面・範囲に限定して代理・同意権を付与する「オーダーメイド方式」の導入。

※「終わらない」から「終われる」制度へ：保護の必要性がなくなれば、家庭裁判所の判断で終了可能に。期間を設定し、その期間で契約終了できる仕組みも検討。

※本人の意思尊重と自己決定権の強化：本人の能力や意思に寄り添う「意思決定支援」を徹底し、能力回復時には早期終了できるなど、自己決定の自由を最大限尊重。

※後見人の交代（解任）のしやすさ：相性問題や、本人にとって利益にならない場合に交代しやすくする仕組み。

※報酬・手続きの透明化：家族が納得できる報酬体系や、手続きの明確化。

★→<参考資料⑥>成年後見制度について p46

★→<参考資料⑦>成年後見 最高裁判決 p47

#### ④更なる「労務関係」の変更

##### ●「178万円の壁」

もともと「103万の壁」という年収の壁が1995年から続いていましたが2025年度から「160万円の壁」に引き上げられ、更に、2026年1月（2026年度税制改正）から「178万円」に引き上げられます。これは、物価高対策として、給与所得控除と基礎控除の合計額が178万円になるように引き上げられるものです。2025年12月の税制改正大綱で正式決定されました。

1/26の事業所ネットでミニ学習しました。（資料希望は、[network03@nifty.com](mailto:network03@nifty.com)まで）  
今後にも更に変更されると思われます。

##### ●「カスタマーハラスメント」

「カスタマーハラスメント」は、2025年6月に「労働施策総合推進法」改正が行われ、6月11日公布、そこから1年6か月以内に施行されるとなり、厚生労働省は、**今年2026年10月**に施行することが決まり、準備に入っています。

（注）2026年2/26に「カスタマーハラスメント防止指針及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針が公布されました。」

#### ⑤内閣府障害者政策委員会

（委員長は、熊谷 晋一郎さん、DPIからは、平野議長が参加）

- ・障害者基本計画（第5次）についてのモニタリング（旧称：長期計画）

（注）第5次は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間  
第87回障害者政策委員会（2026年1月29日）では

○障害者基本計画（第5次）の実施状況（令和6年度）

○障害者基本計画（第5次）関連成果目標

⑤行政等における配慮の充実

⑧教育の振興

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

⑪国際社会での協力・連携の推進

(参考) 総括所見に対応する障害者基本計画に関連する記載がないもの

○国の審議会等における障害のある女性委員の人数等について

○国家資格試験の実施等に当たっての障害特性に応じた合理的配慮の提供状況について(資料調整中)

○相対的欠格条項の検証・見直し状況について

## ⑥障害者虐待の実態報告

12月24日に「2024年度障害者虐待」の実態報告がありました。9月に出了された「使用者による障害者虐待」及びこの間出された「精神科病院における障害者虐待」も載せています。是非読んでおいてください。

## ⑦医療的ケアに関する新たな通知

●主な内容は、湿布の貼付と緊急時の尿パッド交換についてです。

## ⑧「高次脳機能障害支援法」

●高次脳機能障害に関する法律が整理されました。

## 2 2026年度の障害福祉施策の変更点と課題のまとめ

●いろいろな場所(財政制度審議会、社会保障審議会障害者部会、報酬改定検討チームなど)から今後の障害者施策について、たくさんの情報が出されて来ています。具体的に何が問題になっているのかがわかりにくくなっているという声をよく聞きます。

・1月22日の**第52回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム**で、「令和8年度における**臨時応急的な見直し**」が出ています。

★→1月期情報提供<参考資料④>「令和8年度における臨時応急的な見直し(案)」

そして、これを具体化したものとして**第53回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム**(2月18日・持ち回り会議)で、「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における**改定事項**」と「**2026年度の報酬改定(6月より)**」が出されました。

・この2月18日の報酬改定検討チームで、大枠が出そろってききましたので、今一度整理しておきたいと思ひます。(2026年度の処遇改善計画申請の細目などについてはまだでていません。随時情報提供していききたいと思ひます。)

●2026年度の施策については、4つの領域での変更点があります。

1つは、障害福祉予算の急増に対応する「**臨時応急的な見直し**」

2つは、2025年12月~2026年5月までの「緊急支援事業」を引き継ぐかたちの2026年6月からの「**報酬改定(処遇改善加算比率の変更)**」

3つめは、「福祉ビジネス拡大」を踏まえた、各事業ごとの「質的な規制(ガイドライン)」と

## 実地指導（運営指導）の強化

4 つめは、「地域差」を踏まえた自治体ごとでの事業所指定に関する「総量規制」や「独自の条件付け」及び、「支給決定」についてのルールの見直しです。

### 【参照3】財政審による建議の行方（就Bの時間制導入について）

● 「令和7年度（=2025年度）予算の編成等に関する建議（令和6年12月財政制度等審議会）」

では、【改革の方向性】（案）として

○就労継続支援B型の報酬体系について、次期報酬改定に向けて、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを検討すべき。その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることにも留意すべき。

となっていました。これに関しては、2024年度に就労継続支援B型に関して「参加型」＝平均工賃によらない類型（IV）～（VI）には、「短時間減算」が強化されていたのですが、2025年度の建議などでは、障害福祉サービスについては、グループホームに関する議論が中心であり就労継続支援B型についての具体的な提案は見当たりません。この「利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系」というのは、「減算」ではなく、生活介護のように「利用時間による基本報酬」設定ということが考えられると思われませんが、2026年度の臨時応急的な見直しでは、「就労移行支援体制加算」と「（工賃による類型での）基本報酬の引き下げ（3%程度）」だけが実施されることとなりました。時間制の導入については、今年行われる2027年度に向けた報酬改定検討チームでの議論に引き継がれると思われます。（?）

## （1）臨時応急的な見直し

### ①就労移行支援体制加算の見直し

就労移行支援体制加算について、同一の利用者について A型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。

（注）今回2026年度からの見直し以前に、2025年1月のQ&Aで以下のことが出されていました。

これに基づく「適正化」ということになるだろうと思われます。

【2025年1月24日Q&A VOL.7】

もともと、令和6年度（2024年度）障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない。

## ②就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援 B 型について、平均工賃月額算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないように、一定の配慮を行う。

★→別紙「2026年度からの就労継続支援 B 型」報酬イメージ

## ③応急的な報酬単価の特例

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援 B 型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。（既存事業所については従前どおり）

※就労継続支援 B 型 →984/1000

※共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）→972/1000

※児童発達支援 →988/1000

※放課後等デイサービス →982/1000

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

（※）年間総費用額全体に占める割合が 1%以上で、令和 6 年度の収支差率が 5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去 3 年間 5%以上の伸びを続けているサービス

（注）以上が、2026 年から導入される国としての制度改定であるだろうと思われます。（これら以外でも年度末に滑り込みで改定がある可能性もありますので、注意しておきたいと思います。）

（注）グループホームも「総量規制（障害福祉計画等を根拠にした新規指定の停止という仕組み）に加える」という案は、「第 8 期障害福祉計画第 4 期障害時福祉計画」が始まる 2027 年度からになるのではないのでしょうか。

それまでは、上位 25%の自治体における、指定の条件付け、支給決定の見直しなどで抑制することになるかと思えます。★→（4）

## （2）2026 年 6 月からの「報酬改定」

### ④「報酬改定（処遇改善加算比率の変更）」

・2/18 の第 53 回報酬改定検討チームで「報酬算定構造」が出され、6 月からの新しい処遇改善加算ができています。

基本的な内容は、加算率アップ（1~3%弱）、相談支援への対象拡大、「3000 円相当」の上乗せ

(効率化等、職場環境等要件の強化) です。

★→<参考資料④>2026年6月からの「処遇改善加算」 p40

- 「1万円/月の引き上げ」はもともとの予定でした。

それに加えて、処遇改善加算引き上げにあたって、「**3000円**」程度の「**上乘せ**」が設計されています。これは、もともと、「緊急支援補助金」において、介護保険（常勤一人あたり最大月1万9000円引き上げ）と障害福祉（同1万円）で大きな格差がつけられていることに対する**反対意見**を受けて、**予算編成の最終段階である12/24の大臣折衝**で、対応策として出されてきたものです。

★→別紙「処遇改善のポンチ絵」

別紙「処遇改善単位数（加算率）」

別紙「処遇改善算定要件等」

別紙「職場環境等要件」

### (3) 質的な規制強化

#### ① 「質の確保」問題

##### イ、就労継続支援について

指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて  
(厚労省 2025年11月)

##### ロ、共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン (案)

2025年12月8日 第153回社保審障害者部会・第17回障害児支援部会

##### ハ、児童発達支援ガイドライン (2024年7月)

##### ニ、放課後デイサービスガイドライン (2024年7月)

##### ホ、(参考)「障害者雇用ビジネス」に関するガイドライン (作成中)

(注) 障害者総合支援法ではなく、障害者雇用促進法の領域ですが、大企業などの法定雇用率を満たすために、本業と直接関係のない別の場所にある**農園**などでの**就労**によって障がい者雇用をしている形をつくる障害者雇用ビジネスが拡大してきています。その製品や作物は、当該企業の福利厚生として社員に分配するなど、本業とは関係せず、また、一定の期間で雇用を組み替え、いつまでもたっても通常の常勤職員とはならない形をとっています。

(注) 今年2026年7月からは、障害者雇用促進法の法定雇用率が引き上げられます

(民間企業については、2.5%→2.7%)

ますます増えるのではないかと懸念されています。) 一般企業：

#### 【参照4】今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書

2026年2月6日今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会

「雇用ビジネス」に関する<ガイドラインの内容の例>

※どれも効果的とは思われません

- ・ 障害特性の十分な理解を含め障害者雇用に精通した一定の資格者等を配置すること、障害者及び利用企業への支援に従事するスタッフに対する教育訓練等を実施すること
  - ・ 利用企業に対して、以下の支援メニューを提供すること
- ①障害者の就業を通じた成果物が、利用企業自身の事業活動において有為に活用されるための提案・支援
  - ②利用企業自身の事業活動の中での障害者雇用のための業務切出しや業務設計・再構成、雇用される障害者の希望を踏まえた複数の就業場所・業務内容の提案・支援
  - ③最終的に、利用企業が、自社の就業場所での障害者雇用に移行させていくための提案・支援（利用企業自身の担当者の育成、自走開始後の助言等）
- ・ 上記の支援メニューの提供状況（実績）を含め、ガイドラインに沿った運営を行っている旨について、定期的に情報開示を行うこと 等

## ②運営指導（実地指導）・監査の強化

「障害福祉分野における運営指導・監査の強化について」社会保障審議会障害者部会第146回  
(2025年3月14日)

イ、運営指導の実施を重点化する。

- ・ 特に営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型については、3年に1回（実施率約33%）以上の頻度で行う。

※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ

ロ、令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。研修の実施方法を見直す。

ハ、（都道府県等の職員向けの研修について）オンライン講義のみならず実践報告やグループワークを取り入れる。年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

ニ、（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）大規模な運営法人に対する検査を強化する。・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。

ホ、（事業所に対する集団指導等）研修の実施方法を見直す。・オンライン講義のみならず実践報告を取り入れる。・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

### 【参照5】障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

第146回社保審障害者部会 2025年3月14日

- 運営指導の現行指針はおおむね3年に1回行うよう求めているが、実施率は16・5%と低い。また、事業所が急増する中、グループホーム運営大手「恵」のように多くの利用者に影響が及ぶ処分事例も発生しているため、障害者が安心してサービスを利用できるよう運営指導・監査を強

化する。

※事業所が二つ以上の都道府県にあり、国が所管する大規模法人（約920法人、24年12月時点）に対しては新たに書面検査を導入する。

※特に営利法人が運営する事業所が急増している5サービス（就労継続支援A、同B型、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス）については運営指導を3年に1回以上に見直す。

※そのほかのサービスは、原則として指定の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上行う。

※また、全サービスとも、指定後間もない事業所には指定後3年以内に運営指導を行い、過去の指導内容などにより不適切な運営や不正請求が疑われる事業所は優先して行う。

※令和7年度中に障害福祉分野の運営指導マニュアル（「確認項目及び確認文書」を含む。）及び監査マニュアル（「処分基準の考え方の例」を含む。）の作成に向け、調査研究・検討を進める。

#### （4）自治体での対応の見直し（予算急増、地域格差問題への対応）

●＜社会保障審議会障害者部会（第153回）2025年12月8日＞

（注）以上（3）までが、国による直接的な2026年度「臨時応急提対応」ですが、これだけではなく、自治体単位での対応を国が要請しています。

○既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

※1→要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。）

※2→対象サービス：総量規制の対象サービス（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）

② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。）

（注）事業者指定権限を持つ自治体全体では、総量規制を実施している自治体は少ない。

＜国からの要請＞

○都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。

○指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。

○なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。

- ・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること

## 【参照6】総量規制・意見申出制度（いずれも障害福祉計画をベースにしています）

- 「総量規制」ということばは、厳密には、特定のサービス類型（※2）において障害福祉計画での見込み量をオーバーした場合などに、自治体の判断で、新たな「指定をしない」「制限する」ことができる仕組みのことを指します。（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（注）共同生活援助＝グループホームは、現時点では、総量規制対象ではありません。対象とする方針は出されていますので、【省令・通知等】の変更で、対象となります。（近々3月？、または来年度？）

### ●意見申出制度

「市町村は、都道府県の事業者指定について障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること。都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができる」

「指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる」

- 自治体レベルでの「事業所指定」と「支給決定」の独自の条件について注目していく必要があります。

- ・この「自治体独自の条件」については、悪しき福祉ビジネスへの対応という側面がありますが、いい福祉サービスの拡充に対する抑制としても働く可能性があります。

国からも、「行動障害や医療的ケアなどの重度障害を受け入れる事業所には制限を掛けないように留意するように助言がされていますが、質の確保という点をどう担保するのか難しい課題を含んでいます。

★→<参考資料⑤>都道府県・政令指定都市・中核市での規制について p44

- 具体的な課題として（指定の条件付け、支給決定の見直し）

イ、就労継続支援B型への規制

ロ、グループホームへの規制

※これらの具体的な内容は、まだ明らかにはされていません。（指定権限を持つ）市町村単位で決められるようです。（大阪市では、案が出ています。詳細は次号）

（注）就B、グルホ、児童発達、放課後デイの新規指定事業所の報酬引き下げは、6月1日からです。それまでに駆け込みの指定申請が殺到する可能性があります。

## (5) その他

### ①国庫負担基準の変更

- ・大きな変更はありませんでした。(自治体でのサービス拡充の後押しにはあまりなりません)

★→別紙「国庫補助基準」(2026年6月より)

### ②その他の2026年度課題

イ、地域移行 (参考) 2026年9月の「施設の在り方検討会これまでのまとめ」

- ・「地域移行等意向確認担当者」の配置、マニュアルづくりなど、2026年度義務化

ロ、2027年度～2029年度の「第8期障害福祉計画・第4期障害時福祉計画」の策定

- ・「新しい基本指針」に基づく ～ 急激に増えている地域に対する抑制含む (国平均への押さえ込み)

ハ、行動障害対応の強化

「集中的支援」「中核的人材育成」の本格化が進むと思われます。ただし、この仕組みだけでは全く不十分であり、知的障害者の重度訪問介護利用の促進などの取組が重要であると思います。

ニ、「重度心身障害者」支援への取組強化

意思決定支援(支援付き意思決定)の推進、ヘルパー・支援者育成

ホ、「地域生活支援拠点」の建設

8050問題対応、施設からの地域移行にとって重要な課題です。

「機能強化型」「拠点コーディネーター」などについても実態づくりが問われています。

ヘ、基盤の危機となっている「移動支援サービス」対応

自治体に対して報酬改定を求めると共に、まず、可能な人については「個別給付(国の義務的経費)」サービスへの移行(行動援護、知的・精神の重度訪問介護)を図っていくことが必要です。事業所としては、資格・実務経験の問題などもありますので体制整備も行っていくかなければなりません。

ト、その他

- ・「医療的ケア」への取組の推進 ヘルパー派遣、日中活動、グループホーム、相談支援事業における利用者支援の拡充、そのための体制整備の推進。
- ・「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」「重度訪問利用者の大学修学支援」については、未実施市町村に対する働きかけや、実施市町村での制度周知や制度改善を求めていくことが必要です。

## (6) 2027年度制度再編(3年ごとの報酬・制度見直し)

- 1年後の2027年度再編については、すでに多くの議論が行われてきています。

「急激な予算拡大への対応(含む、総量規制)」、「人材確保・処遇改善問題」、「(福祉ビジネス等

の) サービスの質の問題」、「事業運営の適正化(実地指導)」そして「2040問題を見据えた地域格差に対する視点」などが論点となってきています。また、「脱施設・地域移行」と合わせて「地域生活支援の在り方」について行動障害や医療的ケア、重度心身障害を含む支援の在り方について議論が行われてきています。また、これらも含めて、第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画での「基本指針」案が出ています。

- 春から夏にかけて、報酬改定検討チームで「団体ヒヤリング」が開かれます。

私たちとしては、DPI日本会議を軸にして、厚生労働省や、議員、他団体とも連携しながら、世論を作り出していかなければなりません。

そして秋には事業ごとと「横断的課題」についての「各課題議論」が行われます。

2026年末には、大枠が確定し、2027年冬には具体的な報酬や制度再編が行われ、2027年度に施行されていきます。またたくさんのQ&Aが出ます。

- また、都道府県・市町村で「新しい指針」に基づいて、都道府県・各市町村で「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」(2027年度～2029年度)の作成が行われていきます。

- ・これらの議論について理解するためには、この間の議論について理解していくことが必要です。2025年12月からの財政制度審議会での議論、社会保障審議会障害者部会での議論、及び報酬改定検討チームや「施設の在り方検討」での議論を理解しておくことが必要です。

- 私たちも是非、この議論に積極的に参加していきたいと思えます！

## 3 能登半島地震・防災取組について

### (1) 能登半島の現状について

- 能登半島地震の被害状況

(注) 障害者関係の事業所では、利用者の生活復旧はまだ困難が続いています。事業をする場所の確保や、何よりも仕事を回す職員の確保の困難さが続いています。(その他、病院や買い物などの移送サービスの不足など)

### (2) 能登半島救援活動について

#### ① 続く人材派遣の必要性

- JDF(日本障害フォーラム)では派遣活動が継続されています。

七尾市に拠点を持って、現地の障害者団体等と連携しながら、当面は次の活動を行っています。

- (1) 障害者の個別支援(関係団体や現地の相談支援専門員等からの情報・要請に対応)
- (2) 障害者支援事業所の支援
- (3) その他(情報発信、関係団体との連携など)

(災害被害が継続していることから、今年2026年3月末まで継続となりました。)

#### ② ゆめ風基金「能登半島地震救援緊急募金」継続中!

- 継続中!(復興のための大きな規模での支援も継続しています)

●復興に向けまだ多くの再建資金が必要となります。団体規模も考慮しながら、行政支援の活用や他団体（難民を助ける会、能登福祉救援ネットワーク、きょうされんなど）とも連携・棲み分けしながら、ゆめ風基金としての訪問調査を行い、それに基づいて支援を進めています。

【郵便振込】口座番号 00980-7-40043 加入者名ゆめ風基金

【銀行振込】支店:099 口座番号:0040043(当座)ユメカゼキケン

※領収証が必要な方は振り込み日と銀行名、振込者の名前と住所をメールかFAXでお知らせください。

【クレジットカード】

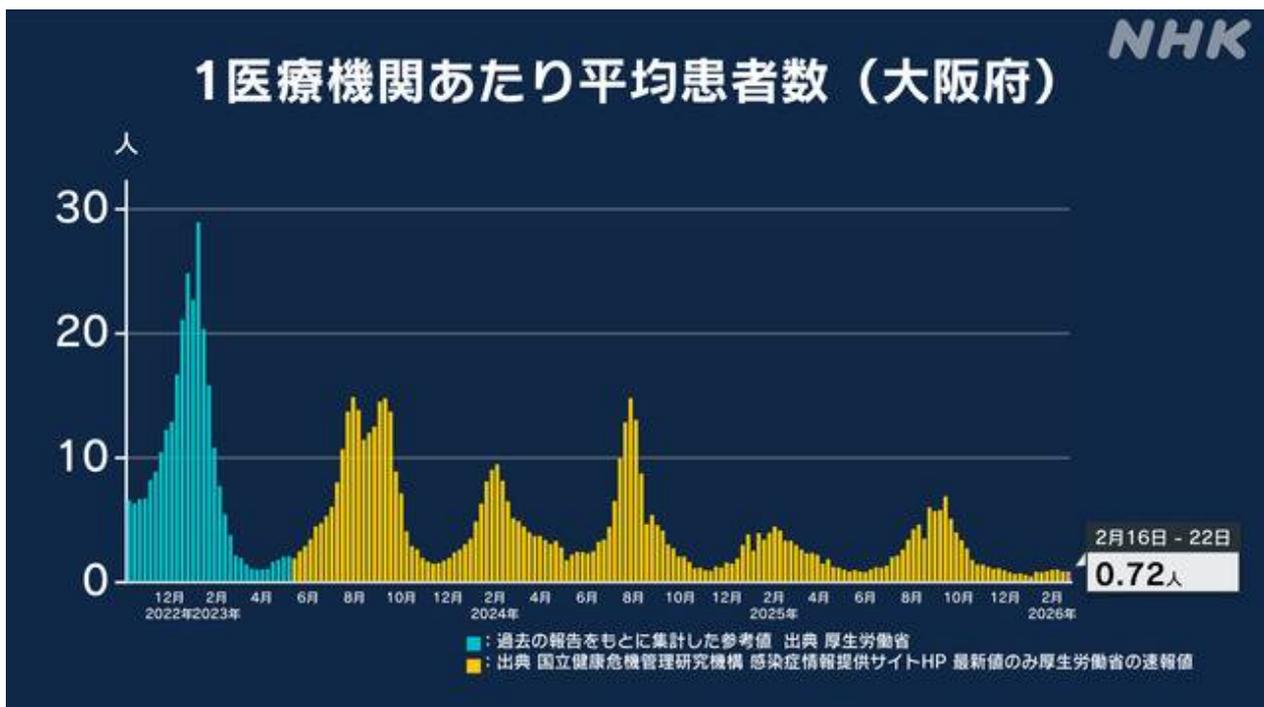
VISA・mastercardでご寄付の場合は、ゆめ風基金のホームページ「今すぐ寄附」をご覧ください。JCBなど、その他のカードでのご寄付の場合は、お手数ですがゆめ風基金までご連絡ください

④継続した支援についてゆめ風基金でも検討を進めています。

障害福祉事業所の運営に対する支援を継続していきたいと思えます。

## 4 コロナ対策・感染症等

●この間の大阪の発生状況



<大阪府> 1週間に確認された1医療機関あたりの感染者数の平均値

2月2日～2月8日 0.91人

2月9日～2月15日 0.75人

**2月16日～2月22日 0.72人**

●2026年2月16日～2月22日の定点医療機関あたりの新規患者数は0.72人となりました。

発生人数は低い状態が続いています。感染予防に留意し、発生時の初期対応（クラスター防止）についても注意を続けながら、「活動の活性化」を図っていきましょう！

## <インフルエンザ> 読売テレビ 2月12日

- ・大阪府は2026年2月12日、インフルエンザが今シーズン2回目の警報レベルになったと発表した。1シーズンに警報基準を2度超えるのは、1999年の統計開始以降で初めて。2026年に入り**B型ウイルスが増加**しており、今シーズンすでにA型ウイルスに感染した人にも予防対策を呼びかけている。大阪府の第6週(2月2日～8日)の定点あたり患者報告数は31.05人。警報基準である定点あたり30人を超えた。2025～2026年シーズンは、2025年第46週(11月10日～16日)に警報基準を超えたあと、終息基準である10人を下回ったが、2026年第4週(1月19日～25日)から再び注意報基準の10人を超えて急増していた
- 大阪、兵庫のいずれも、現在の流行は「B型」への感染が最も多いということで、手洗いや咳エチケットなど感染対策の徹底を呼び掛けている。

## <資格講座>

### ●**当面する**大阪府の資格研修

今年度の資格研修の募集は全て終了しています。(講座は進行中)

2026年度の研修については、4/1頃に大阪府のホームページに掲載されます。

急いでとるときは、

日本介護福祉士実務者研修養成協会 **東北福祉カレッジ**

022-256-1931 (月曜日定休日 9:00～17:00)

オンライン研修あり! 全国からの受講申込OK)

(事務局本部・課題提出先) 〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2 東北福祉カレッジ

※研修の種類

相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、サービス管理責任者等基礎研修、サービス管理責任者等実践研修、サービス管理責任者等更新研修、ピアサポーター基礎研修(精神障害者)

## 5 事業所での冬取り組み

- 年度末の忙しい季節が来ています。

**緊急でしなければならない課題、もともと年度内にやっておかなければならない課題、そして、次年度に向けた準備、たくさんの課題があります。**

- ・忙しいからこそ、課題をしっかりと把握し、計画的に頑張っていきましょう!

### (1) 緊急でしなければならない課題

#### ①大阪府の「3万円ギフト券」

- ・従業員の名簿を作成、大阪府に申請しましょう!(いくつかの事業所で働いている人は、どこで申請するのか聞く必要があります。)

#### ②障がい福祉従事者処遇改善緊急審事業補助金

- ・これは、そんなに慌てなくても大丈夫です。3月中に取り組みが大丈夫です。申請については、事務的にも非常に簡単です。(別冊参照。3/2事業所ネットワーク第1グループ会議ミニ学習会p3～)

お金を獲得することよりも、そのお金をどう使うのかをしっかりと考える必要があります。

できれば、今年6月の処遇改善加算比率の引き上げと連動していますので、中長期的な賃金体系の見直しと結び付けて考えていきましょう！

### ③2026年度の「処遇改善加算計画」

- ・この申請については、6月からの具体的な処遇改善加算の設定が決まれば(2026年度臨時予算の決定)、書式が出されてきます。
- ・昨年度(2025年度)については、3月7日に申請書類が出され、4月15日が締め切りでした。今年もそれに近い日程になるかと思えます。(4月15日までというのは必須です。)  
3月には、この作業もしなければなりません。
- ・「2026年度処遇改善計画」の組み立てについては、2025年4月分と5月分は現行の比率、6月以降は、「新しい処遇改善加算比率」です。「職場環境等要件」の引き上げがありますので、その取り組みをしていかなければなりません。また、この間、介護保険との比較で出されてきた障ギア福祉での「常勤一人当たり3000円程度の追加加算」は、まだ具体的にはわかっていません。  
事務的な負担については、様式はすでに一本化されていますので、それほど負担は大きくないだろうと思えます。(計画相談などが新たに加わる程度)

### ④「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業」第5弾

- ・受付：2月9日(月)～3月23日(月)大阪府「社会福祉」  
(注)派遣事業は、全部ひっくるめて、2万2000円だけ！

### ⑤冬の企画、取り組みの準備と実践

それぞれの事業所での冬の取り組みをすることと、障大連の取り組みや関連団体などの取り組みにも積極的に参加していきましょう！

★→企画紹介

## (2) 年度末チェック～もともと年度内にやっておかなければならない課題

### ①「自己点検チェックリスト」の実施

- ・年に一度、法人で、「理事長・管理者・従業者」で、自主点検を行い、公表することが義務となっています。・3種類の自主点検表があります。大阪府のライブラリーにひな形が出ています。

■「大阪府 障害福祉 自主点検チェックリスト」で検索できます。

<事業運営全般に関する自己点検チェックリスト>

運営指導自己点検シート

- 1、「全事業者・施設共通事項」
- 2、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施

設入所支援」

### 3、「一般相談支援、特定相談」

(注) 派遣事業で、特定事業所加算を取っている事業所は、大阪府の「特定事業所加算チェックシート」も必ずチェックしましょう！

(注) 生活介護で、重度障害者支援加算（Ⅱ）（≡行動障害）を取っている団体は、通常の個別支援計画とは別に「支援計画シート」と「手順書兼記録用紙」が義務付けられていますが、支援計画シートは、3か月ごとに更新する必要があります！

## ②年間計画の実行チェック

### 1、法定研修、必須委員会など

「虐待防止・身体拘束適正化」「感染症対策研修・訓練」「BCP（災害・感染）」「災害訓練」

<虐待防止・身体拘束適正化委員会><感染症対策委員会>

「BCP見直し」

(注) 訪問系サービスでの特定事業所加算に対応する、個別の（部グループ毎での）研修もチェックしていきましょう！

### 2、健康診断チェック（特に、特定事業所加算取得の訪問系サービス）

「月単位」で、1年に一回を実施しましょう！

(注) 夜間業務（22時～5時）を常時おこなっている従業員（週に1回以上または、1カ月に平均して4回以上）の従業員は、年2回。

### 3、個別支援計画のチェック

一連のプロセスを含んだ個別支援計画がそろっていますか？

訪問系でも、1年に一回は「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」などの見直しはしておきましょう！

(注) 派遣事業での重度訪問介護特定事業所加算団体では、毎月の5項目の「留意事項通知」もチェックしてきましょう！

## ③何といても「人材確保」

(注) 福祉ビジネスでは「楽しんで儲かる（高い給料がもらえる）」ということが吹聴されています。

最近の風潮としては、口先だけの「理想」を掲げる福祉ビジネスが横行してきています。

しっかりとした実践と結び付けて「理念」を打ち出していくことが必要です。

・人材獲得のための「戦略」をしっかりと立てて、効果のある取り組みを継続して取り組んでいかなければなりません。

イ、効果的な募集

「友人紹介の奨励」「成功報酬型人材募集」や「大学・専門学校周り」「地域での募集」「資格講座」「ボランティア募集」あるいは、いろいろな企画や会議への積極参加など多くの取り組みをしていかなければなりません。SNSの活用、ホームページの充実なども必要です。

ロ、非常勤職員の獲得～人材確保のための「仕事」の設定

- 1、夜間の泊まり介護のセット作り（魅力ある賃金）
- 2、看護職の人へのアプローチ
- 3、特定の仕事部分を切り出して「高賃金の仕事」を作る～「雇用と福祉の重度障害者就業支援策」「医療的ケア」「強度行動障害者支援」など

#### ハ、新しい常勤職員の獲得

- 1、すでに入ってくれている登録さんや卒業予定の学生さんへの働きかけ（複数掛け持ちの人含む）や、一般募集（ハローワークなど）、成功報酬型採用の導入など。  
特に、「前職計算（経験を評価）」「資格手当」なども使った「報酬可能金額の設定」など
- 2、びびらない！

新しい取り組みを展開する（新しい利用者の獲得）ことと連動させれば、今現在の財政状況に縛られて考える必要はありません。「年間 300 万円の黒字しかないから常勤の雇用は無理」とか考えていませんか？

新しく介護に入ってもらえるのですから、収入は当然上がります。初期研修費用や、請求と報酬の入金のずれ（年 2 ヶ月分）などがありますが事業運営は十分可能です！

（注）もちろん常勤雇用は、単純な時給計算というわけにはいきません。ボーナスの費用や法定福利などを考えて計画しなければなりません。しかし十分可能だと思います。

（注）どうしても必要な人材については、前職給与を参考にした「調整手当」設定（一定期間の上積）も考える必要があるかもしれません。

#### ニ、新人定着のための取組の強化 新人研修や定着のためのシステムづくり（定期面談やメンター制など）に力を入れていきましょう

（注）新しく入ってきてくれる人に対しては、当然丁寧な対応が必要です。特定事業所加算に対応する「同行研修」や、「法定研修」となった、「虐待防止・身体拘束適正化」「感染症対策」「業務継続計画（BCP）」についての研修もある程度していく必要があります。

I C T化に取り組んでいる時には、仕事の仕方（報告の仕方など）もしっかりと研修していく必要があります。

### （3）次年度に向けた準備

- 事業を運営していくためには、本来、人事なども含めた年間の**事業計画**を作っていかなければなりません。「前年度のコピペ」だけにならないよう努力しましょう！
- ・年度をまたがってでも、しっかり取り組んでいきましょう！

#### ①2026 年度の「年間研修計画」作成

- ・法定研修だけではなく、委員会開催や、外部研修、資格研修（サビ管など含む）も、しっかり作っていきましょう！

#### ②労働条件・職場環境改善への取組

賃金改善と職場環境改善～それを内側にも、外に対しても周知していきましょう！

##### 1、賃金や待遇の見直し

今働いている人、そして新しく入る人のために賃金体系を少しでもいいものにしておくことが必要です。処遇改善加算などで、すでにこの間ある程度整備してきたらと思いますが、この間の急激な環境変化～物価高騰や他産業の賃金引き上げを踏まえるならば、更に改定をすることが必要です。これをするためには、自分の事業所の決算と事業計画をしっかりと見極めなければなりません。特に、夜間の泊りなどについても見直していくことが必要だと思います。賃金や法定福利ではありませんが、事業所独自の「福利厚生」に力を入れてきている事業所も出てきています。

## 2、「職場環境改善」

### イ、ICT推進

他の事業所も参考にしながら、補助金なども活用してICT化を進めましょう！

ロ、就業規則について、育児介護休業法改正や、「両立支援」「ハラスメント対策」などを反映することと実際に運用していきましょう。

(注) 2026年10月には、「カスハラ対応」も義務化されます

ハ、1年間の猶予となりましたが、処遇改善加算の「職場環境等要件」の整備にも取り組んでいきましょう！（各項目2こづつクリア）

(注) この「職場環境等要件」については、「とりあえずチェック」しかできていない事業所も多いと思います。しっかりシステム化していきましょう。

### ③運営指導（実地指導）対策・バージョンアップ

・実地指導が進んできています。

いずれの事業所でも、結構、指導を受けています。

・2024年度からの「運営基準の変更」に伴い、研修・訓練・委員会等の義務化、個別支援計画の手順や内容の変更、各種加算の変更等があることを踏まえてすべての事業所、とりわけ、2024年度に配置転換があった、もしくは、業務体制の変更（役割の再編）があった、もしくは、事業全体の立て直しが必要となっている事業所については、是非、「事業毎」での「運営指導対策」あるいは「バージョンアップ取り組み」に取り組ましましょう！

## 6 障大連取り組み

### (1) 全体

#### ●2025年度障大連連続研修会③ 済

「私たちの支援のあり方を考える～虐待防止への取組パート2」

※日程：2026年1月29日（木） 1：30～4：30

※場所：（森ノ宮）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（4階）

※三田 優子さん（大阪公立大学大学院現代システム科学 准教授）

## ●障大連全体会議 済

※日時：2026年2月24日（火）p1：30～4：30

※場所：（森ノ宮）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（4階）

※内容：国府市情報提供 各ブロック活動報告

## ●2025年度 障大連連続研修会④ ナイトセミナー

※日時：3月13日（金）

※コミュニケーションセンター4F

※「依存症について考える」 話題提供：いちごの会のみなさん

★→別紙

## ●障大連総会

※日程：2026年5月9日（土）

※場所：（森ノ宮）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（4階）

★→別紙

## （2）ブロック

### ①大阪市ブロック

・12月15～16日 大阪市オールラウンド交渉

★→<参考資料⑧>大阪市オールラウンド交渉確認事項 介護抜粋 p49

・3月13日（金）精神障害者問題を考えるナイトセミナー

★→別紙

### ②東ブロック

※準備が遅れましたが、東大阪市に対する要求書を完成させ、1/15に提出。

※予備折衝は、2月18日に行いました。

※3月26日（木）9：30～東大阪市交渉を行います。

次回東ブロック会議 2/9（月）p6：30～

### ③堺ブロック

※2/12（木）堺自立を進める会学習会 済

テーマ：差別解消 講師：松波めぐみさん

場所：サンスクウェア堺 第1会議室

### ④北摂ブロック

※2/13（金）15：45～17：00 茨木しよう会 茨木市交渉 済

## （3）部会

### ①事業所ネットワーク

※第1グループ会議 3月2日(月) (注) 2/23(月・祝)のため日程変更

p1: 30~3:00 情報提供

p3: 00~4:30 ミニ学習会「処遇改善緊急支援事業」について

## ②グループホーム部会 済

※2月19日(木) p1: 00~4:00

※コミュニケーションセンター4

※「事故・ひやりはっと」「虐待」「地域連携推進会議」

## ③地域で生きる権利部会

※3/26(木) p1: 30~16:30

※天王寺区民センター

<枚方市の相談支援体制について>

報告: 長尾祥司さん(パーソナルサポートひらかた)

地域課題解消に向けた実践報告 グループワーク

★→別紙

## (4) 共闘

### ①DPI日本会議

- ・12/27(土)~12/29(月) 東大阪市パンジーⅢで、DPI総括所見プロジェクトの合宿が行われます。(ロードマップ作成に向けて) 済

### ②大阪障害フォーラム

- ・ODFと大阪府との懇談会 済  
1月22日(木) 10時~12時 大阪府庁新別館北館1階
- ・次回ODF会議 2月26日(木) 10:00~12:00

## 7 関係団体取り組み紹介

### (1) 各種企画

#### ●2/12(木)「つばさをひろげて」上映&シンポジウム 済 700人参加!

※日時: 2026年 2月12日(木)

12:00 開場/13:00 開演/13:00~14:30 映画上映 /14:45~16:15 シンポジウム  
ドキュメンタリー映画「つばさをひろげて 私たちは地域でくらしたい」

※場所: 東大阪市文化創造館 大ホール (近鉄奈良線 八戸ノ里駅下車 徒歩5分)

※申し込みは、パンジーメディア

Tel・072-968-7151 Fax・072-968-7160

● 2 / 2 4 (火) 重い障害のある人が自分らしく生きるために ㊦

第2回フォーラムテーマ「重症心身障害を有する人の地域生活をいかに進めるか」

※日時：2月24日(火) 14:00～17:00

※場所：衆議院第二議員会館 多目的会議室

※呼びかけ人：尾上浩二(DPI日本会議)、清水明彦(西宮市社会福祉協議会)、名里晴美(社会福祉法人訪問の家)、山下幸子(淑徳大学)

大阪の「チームかなこ」(北村佳那子さんと支援者のみなさん)も登壇します！

● 2 / 2 6 (木) しょうがい×せんきょ×ことば ㊦

バリアフリーな選挙参加と社会参加を推進するためのシンポジウムとワークショップ

※日時：2月26日(木) 第1部(シンポジウム) 10:30～12:40

第2部(ワークショップ) 13:30～16:00

※主催：「知的な障がいのある人たちとやさしく選挙を学ぶ集いプロジェクト」推進委員会

※共催：社会福祉法人創思苑、社会福祉法人ぷくぷく福祉会

社会福祉法人草の根共生会、特定非営利活動法人ぱあとなあ

※後援：東大阪市、ピープルファーストジャパン、全国手をつなぐ育成会連合会、日本障害者協議会、障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク

● 3 / 2 1 (土) 依存症回復支援施設交流集会(無料)

11:30 受付、12:00 全体会、14:30 分科会

エル大阪(メトロ、京阪の天満橋から徒歩5分)

「当事者とともに歩む」支援のかたち 回復支援施設の歴史とこれから

主催：NPOダルクアソシエーション

★→別紙

● 3 / 2 2 (日) 泉大津TRY Season4 開幕式

・第1部 14:00～15:30 第2部 15:30～16:30

テキスピア大阪 小ホール(南海本線泉大津駅徒歩10分)

★→別紙

● 自立生活センター・おおさかひがし 2025年度自立セミナー

※パート1 自立生活センターで「はたらく」ということ

2026年3月27日(金) 13:30～16:30

場所：城東区民センター4階会議室

パネラー：姜(かん)博久(ぱっく)氏(自立生活センター・スクラム代表)

北岡賢治氏(自立生活センター・おおさかひがし代表)

※パート2 一般の会社で「はたらく」ということ

日時：2026年4月18日(土) 13:30~16:30

場所：東成区社会福祉協議会3階多目的室

講師：榎本(とちもと)美樹(みき)氏

(大阪市就業・生活支援センター・発達障害者就業支援コーディネーター)

現在就労中の方1名



### ●書籍紹介「いっちゃんをよくこける」(1月中旬発行予定)

いっちゃんは松葉づえで歩く男の子。こけて、痛いこともある。でも、友だちは、いっちゃんの痛み  
に寄り添う。ぶつかっても、みんなで工夫して乗り越える。「ちがうことこそ、ええこっちゃん」と言  
い続けた、いっちゃんからのメッセージ。

インクルーシブ教育の本質を描く絵本。

※監修：牧口一 二 牧口一 二 (1937-2024)

大阪府出身のグラフィックデザイナー。ポリオにより足に麻痺が残る。日本初の地下鉄エレベ  
ーターの実現に寄与、NPO 法人「ゆめ風基金」事務局長・障害者欠格条項をなくす会共同代表を長  
年務め「朝日社会福祉賞」受賞。NHK 教育テレビ「きらっといきる」で司会を担当、著書多数

※株式会社かもがわ出版



### ●ゆめ風基金 総会と報告会 & 能登地域 授産事業製品カタログ

能登半島地震救援活動は続いています！

3月21日「ゆめ風基金 定時総会」の翌日、3月22日(日)に【能登報告会】を開催いたします。

- ・輪島市「夢かぼちゃ」代表 井上 治さん
- ・穴水町「就労B いきいき」臨時職員 大藪 拓郎さん
- ・JDF 能登支援センター 塩田 千恵子さん

以上3名にご報告していただきます。会場参加の他、ZOOMでの参加も可能です。

- ・発災から2年。被災地が抱える課題は多岐にわたります。現地の様子を伺える貴重な時間です。

申し込み方法 以下のアドレスにあるフォームよりお申し込みください。

<https://x.gd/hyPRT>



### ●きぼうのつばさ〈第114回〉2026年2月27日(金)～配信！

今回のイチオシ！ インクルーシブな世界をつくる～第1章～

全3回シリーズの第1章。

知的障害のある人の権利に私たちはどう向き合えばいいのか。障害者の差別がなくなる世界をめざし  
て活動をしている長瀬修さんが語ります。

※00:00～ オープニング

00:52～ パンジーの眼 衆議院選挙

03:23 ～ 私の歴史 櫻田厚子

16:18 ～ パンジーキッチン あなたもリスになってみて～どんぐりりょうり～

27:24 ～ 特集 インクルーシブな世界をつくる～第1章～

41:03 ～ パンジーの眼 シンポジウム～ダイジェスト～

### (3) 資格講座など

#### ●重度訪問介護資格講座（東大阪市・自立支援センターぱあとなあ）

※開催日時

3/21（土）、3/28（土）、3/29（日）、4/4（土）実習4/5～5/17のうち4時間

※開催場所 東大阪市若江東町2-1-6 〈自立支援センターぱあとなあ〉

※受講料 15,000円

終了後に、当法人にて100時間介護に従事してもらえた方は、15000円キャッシュバックします。

※連絡先

try@npo-partner.org 宛てに下記事項をメールのち、  
担当者から折り返しの電話にて受付完了とします。

「090-3714-9098」

1氏名（ふりがな）、2生年月日(年齢)、3住所、4電話番号、5性別 6勤務先、7ヘルパー資格の有無。8受講申し込みの動機、9介護経験の有無

※講座期間中に、交通費や昼食に関しては実費になります。

#### <資格講座>

#### ●**当面する**大阪府の資格研修

今年度の資格研修の募集は全て終了しています。（講座は進行中）

2026年度の研修については、4/1頃に大阪府のホームページに掲載されます。

急いでとるときは、

日本介護福祉士実務者研修養成協会 **東北福祉カレッジ**

022-256-1931（月曜日定休日 9:00～17:00）

オンライン研修あり！全国からの受講申込OK）

（事務局本部・課題提出先）〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原4-2-50-2 東北福祉カレッジ

※研修の種類

相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、サービス管理責任者等基礎研修、サービス管理責任者等実践研修、サービス管理責任者等更新研修、ピアサポーター基礎研修（精神障害者）

## <参考資料①>大阪府が調査 障害者の就労支援 約3割が在宅利用 (NHK)

2026年2月5日

- ものづくりなどの作業を通して障害者の就労を支援する大阪府内の事業所で、利用者の3割に当たるおよそ1万人が在宅で支援を受けていることが大阪府が行った実態調査で明らかになりました。  
在宅での作業内容には「eスポーツ」や「筋トレ」など就労支援につながるのか疑わしい事例もあり、府は適切な指導方法などを検討する方針です。
- 行政の給付金で運営されものづくりなどの作業を通して障害者の就労支援を行う「就労継続支援B型事業所」をめぐっては、ここ数年、在宅での利用が増える中で支援や訓練の機会が少なかったり金品の提供をうたって利用者を募るなどの事例が問題となっています。
- 大阪府は去年（令和7年）9月から府内すべての事業所2053施設を対象に在宅の利用や訓練内容についてオンラインで調査を行い1615施設から回答を得ました。  
その結果、利用者に在宅で就労支援を行っている事業所は51.5%で半数を超えました。
- また、利用している障害者あわせて3万3365人のうち、在宅で利用しているのは9932人と全体のおよそ3割にのぼり、このうち事業所に来ずすべて在宅で利用している人が3805人いました。  
在宅での作業内容は▽軽作業や▽WEB制作などの回答があった一方、▽植物の水やりや▽めだかのえさやり、▽eスポーツや筋トレ、それに▽ぬり絵や折り紙など就労支援につながるのか疑わしい事例もあったということです。
- 大阪府は調査結果を自治体に知らせるとともに内容を分析し、適切な指導方法を検討することにして  
います。

### 【専門家“安易に選択され広がっている”】

- 大阪府の調査結果について、障害者の就労支援に詳しい専門家は「在宅利用」が事業所側の都合などで安易に選択され広がっているおそれがあると指摘しています。
- 九州産業大学の倉知延章 名誉教授は「重度の身体障害などで通所が難しい事情があればわかるが、それ以外の人で本当に在宅利用でなければならない人がそれほどいるのか疑問を感じる。事業者側が主導的に判断し安易に在宅利用を選ぶというケースも含まれているのではないかと話していました。
- そのうえで、倉知名誉教授は「行政は、事業者側が安易に在宅利用を選択している可能性があることを前提にチェックしていく必要がある。生産活動や個別支援を適切にやっているのか、ダメなら給付金を返還させるなど厳しい対応をとることが安易な選択を減らすことにつながるのではないかと指摘していました。

## <参考資料②>就労支援事業所の過大受給 (大阪市)

34 事業所が抵触の可能性 大阪市が実態調査、絆HD問題で

産経新聞 2026年2月13日

- 大阪市の福祉関連会社が障害者就労支援の給付金を過大受給していた疑いがある問題で、市は市内のすべての福祉関連事業所に対し実態調査を行い、結果を12日に公表した。この問題では一般企業へ

の就労実績に応じて給付金が加算される仕組みが乱用されており、今回の調査で **34 事業所**が規定に抵触している可能性があることが明らかになった。市は 34 事業所に対し、聞き取りなどによる調査や運営指導を引き続き行うとしている。

- ・市は昨年 11 月から、障害者に働く場や訓練を提供する「就労継続支援 A 型事業所」などで加算金制度の対象となっている市内の計 1649 事業所を対象に調査を実施し、約 80%にあたる 1319 事業所から回答があった。令和 6~7 年度に加算の届け出を行っていた 271 事業所のうち、34 事業所で加算要件に抵触している可能性があることが分かった。
- ・A 型事業所では、利用者が一般企業に移って半年以上働くと、就労定着を評価する形で人数に応じた給付金が市町村から加算される。給付金の支払いは、利用者が住む自治体が担っている。制度は、過去 3 年間で加算を適用した人は複数の加算を認めないルールとなっている。大阪市の福祉関連会社「絆ホールディングス (HD)」では、利用者をグループ企業内でデータ入力などに携わらせて一般就労として扱い、半年経過すると事業所に戻す手法を繰り返していたとされ、過大受給額は約 27 億円に上るとみられている。(石橋明日佳)

## <参考資料③>令和 8 年度における臨時応急的な見直し (案)

第 52 回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (20260122)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課

こども家庭庁支援局障害児支援課

### <基本的な考え方>

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から 4 倍以上に増加し、特に令和 6 年度 (=2024 年度) 報酬改定後において総費用額が +12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%) となっている。  
また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和 8 年度に臨時応急的な見直しを実施する。

### 【参照 7】介護保険と障害福祉の財政規模

- ・厚生労働省は 2025 年 9 月 30 日、2024 年度における介護の費用が公費や利用者負担も含め約 12 兆円だったと発表した。同年度の介護給付党実態調査統計によると、介護サービスと介護予防サービスの費用額は、計 11 兆 9381 億円。前年度より 4242 億円増加し過去最高だった。  
サービス別では介護サービスが 11 兆 6179 億円、介護予防サービスが 3202 位億円だった。  
内訳は、・特別養護老人ホーム 2 兆 1651 億円、・介護老人保健施設 1 兆 3958 億円、・通所介護 1 兆 3388 億円、・訪問介護 1 兆 2142 億円などだった。また、同年度に 1 度でもサービスを利用したことがある実受給者数は 675 万 4000 人で、前年度より 12 万 1900 人増えた。このうち介護サービスが 573 万人。介護予防サービスが 130 万 3900 億人、中でも特養は、76 万 7000 人、老健は、55 万 9700 人だった。

・障害福祉サービスの規模は、2024年度で、国と地方の負担額を合わせると「4兆1810億円」（2025年11/11財政制度審議会資料）です。利用者数は、全体で約163万人でした。

・介護保険と障害福祉との財政規模の比率は、2024年度時点で「3対1」の規模となっています。

障害福祉サービスが開始された2006年の時点では「10対1」の規模、2022年度時点でも「6対1」であったことを思うと確かに大きくなってきています。（これは、正当なニーズに対応するサービスの増加という意味であれば何の問題もありません。）

## <見直し内容>

### 1. 就労移行支援体制加算の見直し

就労移行支援体制加算について、同一の利用者について A型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。

### 2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないように、一定の配慮を行う。

### 3. 応急的な報酬単価の特例

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。（既存事業所については従前どおり）なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

## 1 就労移行支援体制加算の見直し

### <現状・課題>

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者について A型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

### <見直し内容>

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定する。

## 【参照8】就労移行支援体制加算とは？

・就労移行支援体制加算は、就労継続支援事業所から一般企業へ就労し、6ヶ月以上継続して就労できるように支援したことを評価される加算です。前年度の実績により評価される加算で、**1年間を通して通所した利用者全員に算定される加算**です。

2024年度からは、原則として同一利用者につき3年間で算定実績がある場合は不可（都道府県知事または市町村長が認める場合のみ）

（例）就労継続支援A型（I）（＝従業員配置7.5：1）の就労移行支援体制加算

20人以下の場合→評価点に応じて50～93単位/日

10人がもし就労したなら、50単位×10＝500単位、約5000円/日の加算が1年間、全員につくという仕組みです。

○ また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

○ 令和8年4月施行

※対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

※ 令和9年度報酬改定（＝2027年度）に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については、改めて議論

（注）大阪の「絆（きずな）グループ問題」では、「同一グループ企業の中でのたらい回し」に問題があったと思います。そもそもこの加算の作り方そのものにも問題があると思います。

## 2 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

### <現状・課題>

○ 就労継続支援B型の基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬体系を設定している。この平均工賃月額の設定については、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入した（平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）。

○ その結果、令和4年度から令和5年度にかけて平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加している。

（注）2024年以前の計算式＝1日来る人も毎日来る人も同じ1人として計算。これは、平均工賃として、おかしすぎました。

今の計算式 → 年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

### <見直し内容>

○ 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、**基本報酬区分の基準の見直しを行う**。具体的には、平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、基本報酬区分の基準額を引き上げる。引き上げ幅は、その上昇幅の1/2である3千円に留める。

・その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。

- ・今回の見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮し、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する。
- ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七（1万円まで）と八（1万5000円まで）の間の基準については引き上げず、据え置く。

#### ○ 令和8年6月施行

（注）例① 1万7000円の場合、現状は、「1万5000円から2万円のランク」に入るので単価は703単位ですが、今回の案では、2026年6月からは、「1万5000円から1万8000円のランク」になり、682単位になります。

例② 1万9000円の場合は、新しいのは「1万8000円から2万3000円のランク」になって、現状のまま703単位になります。

詳しくは、新しい一覧表を見て下さい。

### **3.** 応急的な報酬単価の特例

#### <現状・課題>

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況。
- 一方、自治体（指定権者）へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにどんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るといった状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

#### <見直し内容>

- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、**応急的な報酬単価**（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

（注）応急的な報酬単価は、この後に出てきます。

（注）同一サービスであっても違う報酬となり、2重価格になります。

「引き下げた価格」ということは、2027年度の正式な報酬改定にも反映する可能性があり、今年の春・夏に予定されている団体ヒアリングなどで、議論されていくこととなります。

#### **【対象サービス】**

**就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス**

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

#### **【対象事業所】**

- ・令和8年6月1日以降に新規に指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

※ なお、指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい。

※ 合併、分割、事業譲渡に伴う指定の場合は、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合については、既存事業所と同様の扱いとする。

### 【応急的な報酬単価を適用する期間】

令和9年度報酬改定までの間

### 【応急的な報酬単価について】

- 対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合(注:加算の多寡)等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例(▲1%強～▲3%弱程度※)を設ける。

※ 加算を含めた給付費全体で見た場合は、▲1%弱～▲1%半ば程度

### 【参照9】2024年度収支差率

(第48回報酬改定検討チーム 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要)

物価高騰対策関連補助金を含まない場合の収支差率

共同生活援助(介護サービス包括型) 7.3%

共同生活援助(日中サービス支援型) 5.3%

就労継続支援B型 6.4%

児童発達支援 7.9%

放課後等デイサービス 9.3%

(参考) 全事業平均 4.9%

### 【応急的な報酬単価の適用対象外(配慮措置として、従前の報酬単価を適用)】

- 受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に一定の配慮を行うため、以下のケースについては(新規の減額の)適用対象外とする。

#### <重度障害児者への配慮>

(障害者)

- ① 強度行動障害の状態にある者、医療的ケアを要する者に対して支援を行い、報酬上の一定の評価を受けている場合
- ② 視覚・聴覚・言語機能障害者、高次脳機能障害者を支援する体制について、報酬上の一定の評価を受けている事業所

(障害児)

- ① 医療的ケアを要する児、重症心身障害児に対して支援を行い、報酬上の評価を受けている場合
- ② 強度行動障害の状態にある児、視覚・聴覚・言語機能障害児に対して支援を行い、報酬上の一定の評価を受けている場合

#### <地域への配慮>

- ① 離島・中山間地域にある事業所

- ② 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所例：公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所等

## ＜参考資料④＞2026年6月からの「処遇改善加算」について 「令和8年度の障害福祉人材の処遇改善等の対応」

第53回報酬改定検討チーム 2026年2月18日

### ＜対応の方向性＞

#### （1）加算の対象の拡大

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」とされており、福祉・介護職員のみならず、相談支援専門員等の専門職の人材不足も深刻である状況や、現行の処遇改善加算が福祉・介護職員以外にも配分されている実態等を踏まえ、処遇改善加算について、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、**福祉・介護職員以外の障害福祉従事者を新たに対象とする。**

#### （2）生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算

- 現行の処遇改善加算対象サービスについて、引き続き処遇改善が推進されるよう現行の取得要件は維持しつつも、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性等を踏まえ、生産性向上や協働化に向けた取組について、現行の処遇改善加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乗せを行う要件として設ける（詳細は（4））。

#### （3）新たな加算対象サービス

- （1）のとおり、福祉・介護職員以外の障害福祉従事者を新たに対象とすることを踏まえ**計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援を新たに処遇改善加算の対象とする。**
- 新たに対象とするサービスについては、現行でも処遇改善加算の対象となっている他のサービスとの均衡等の観点から、現行の処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件として、キャリアパス要件Ⅰ及び②並びに職場環境等要件を算定の要件（※）とする。

（※）当該要件の整備には一定期間を要することから、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（※）生産性向上や協働化に取り組む事業所（（4）の特例要件満たす事業所）は上記要件を要しないこととする。

#### （4）ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置

- すでに賃上げや職場環境改善等に取り組んでいる事業者も含め、**更なる取組を後押し**していくために、現行の処遇改善加算対象サービスの要件について、以下の見直し（※）を行う。

##### （加算Ⅰ・Ⅱ）

- a・b の いずれか を満たすこととする

- a) 現行のキャリアアップ要件Ⅳ（経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額 440 万円以上）について、直近の全産業平均水準の状況を踏まえ、**年額 460 万円以上**であること

(注) 440万円→460万円に変更

- b) 職場環境等要件について、現行の要件に加えて、全体から更に1つ以上（14以上）取り組むこと

**(加算Ⅲ・Ⅳ)**

- ・**職場環境等要件**について、現行の要件に加えて、全体から更に1つ以上（8以上）取り組むこと

(※) 上記いずれも、要件の整備に一定の期間を要することから、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

**「上乗せ加算のための（2026年度）特例要件」**

- (2) の **上乗せ加算** については、「ア・イのいずれか、**及び**ウ」（特例要件）を満たしていることを要件とする。

- ア) 現行の職場環境等要件の **生産性向上に関する取組** について **5つ以上** 取り組むこと

(必須要件：現行の⑱（現場の課題の見える化）

+⑳（業務支援ソフト・情報端末の導入）

- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

- ウ) **加算Ⅱロ相当** の加算額の **2分の1以上** を月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てていること

(※) ア・ウは、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

(※) **特例要件** を満たす事業所は、加算Ⅰ～Ⅳで求められるキャリアパス要件や職場環境等要件については、令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

**(施行時期)**

- 令和8年度の対応については、令和7年度補正予算における「障害福祉分野における賃上げに対する支援」が令和7年12月分から令和8年5月分までの賃上げ相当分を支援するとしていること、令和6年度報酬改定においても令和6年6月施行であったことを踏まえ、**令和8年6月施行** とする。

**(令和9年度報酬改定に向けた課題)**

- 令和9年度報酬改定 においては、令和8年度報酬改定で講ずる措置の状況等を把握した上で、例えば、累次の取組による処遇改善加算における加算Ⅰ及びⅡの取得の進展を踏まえた対応や継続的な賃上げを踏まえた名目額で定められた 要件の見直し など、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の 事務負担軽減の必要性 等の観点から、障害福祉分野の処遇改善に向けた検討 を行う。

- 特に以下の観点到留意して検討を進める。

- ・都道府県等が事業者の取組状況について必要な確認が可能であることは担保した上で、事業者の更

なる申請負担の軽減に向けた効果的な方策とすること

- ・従事者の安定した賃金改善につながるよう、ベースアップによる更なる賃上げを支援する仕組みとすること

(例えば、令和6年度報酬改定において、月額賃金改善要件については、加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てるとされているが、上位加算区分になるほど、加算額に占める月給に配分すべき額の割合が下がる状況にある(生活介護の例:加算Ⅳでは50%、加算Ⅰでは34%)。

ベースアップによる更なる賃上げに加算額がより高い割合で配分されるための要件等の見直しについて、特に現在配分すべき額の割合が低い上位区分を中心に、令和8年度の見直しの影響等も踏まえた上で、どのような方策が考えられるか)

- ・持続可能な賃上げ環境の整備に向けて、継続して職場環境等の改善につながる仕組みとすること

## <参考 1>

- 12/11の第50回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」での「緊急の団体ヒアリング」などで、介護保険(最大1万9000円)との格差(障害福祉は1万円ポッキリ)について多くの全国団体から反対の意見が噴出しました。

- ・それを受けて、12/24の大臣折衝では「**3000円**」の引き上げ(6月からの処遇改善加算引き上げによる報酬改定)が**急速加えられています**。

格差問題については、残る6000円については、財源は示されず、「6000円/月の定期昇給」をもって介護保険の1万9000円と横並びすることと示されました。

この「6000円/月の定期昇給」は、事業所の自助努力に期待するということになると考えられます。

- ・基本的には基本報酬の改定は今回ありませんので、元々は、今回の「補助金比率」を6ヶ月で割った比率が加算比率に上乘せされるはずですが、訪問系は、微増、それ以外の日中系とグループホーム及び入所施設は加算比率はある程度押さえ込まれています。また、相談支援は、6ヶ月で割った比率より大幅に下がっています。(47.0÷6≒7.8%ですが、実際は5.1%です。)

- 事業ごとでの、6月からの**新しい処遇改善加算率**

左側は、現在の比率。その右の< >は、今回の引き上げ率です。その右の( )は、参考として、今回の緊急支援の補助比率を6で割った数字です。

緊急支援策定時点(2025年11月)で元々増えると思われていた数字ですが、3000円引き上げの影響などで変更が加えられたと思われます。

介護保険との格差を縮めるという要求に対して、大臣折衝で3000円上乘せを導入することになりましたが、予算枠自身はもともと決まっていた(変更しない)ので、「新しい処遇改善」の改定比率圧縮したものになっていると考えられます。

※**居宅介護** : 41.7%→**45.6%**<3.9%> (3.38%)

※**重度訪問介護** : 34.3%→**38.2%**<3.9%> (3.38%)

- ※同行援護 : 41. 7%→**45. 6%**<3. 9%> (3. 38%)
- ※行動援護 : 38. 2%→**42. 1%**<3. 9%> (3. 38%)
- ※生活介護 : 8. 1%→**9. 7%**<1. 6%> (1. 85%)
- ※就労継続支援B : 9. 3%→**10. 9%**<1. 6%> (1. 9%)
- ※グループホーム : 14.7%→**16.9%**<2. 2%> (2. 35%)
- ※施設入所 : 15.9%→**18.6%**<2. 7%> (3. 7%)
- ※相談支援 : 0% →**5. 1%**<5. 1%> (7. 8%)

## <参考 2> 職場環境等要件について

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 **Ⅲ・Ⅳ**  
→以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）＋全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 **Ⅰ・Ⅱ**  
→以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑩は必須）  
＋全体から14

## <参考 3> 障害福祉サービスにおけるキャリアパス要件

### **キャリアパス要件Ⅰ**（任用要件・賃金体系の整備等）

次の①～③を満たしていること。

- ①、福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - ②、①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
  - ③、及び2.の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ・ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記3.の要件を満たすこととしても差し支えない。

### **キャリアパス要件Ⅱ**（研修の実施等）

次の①②を満たしていること。

- ①福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  
ア、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。  
イ、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ②について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

### キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

次の①②を満たしていること。

①福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 具体的には、次の[aからcまでのいずれか](#)に該当する仕組みであること。

a. 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

b. 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

c. 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

②、①の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記2.の要件を満たすこととしても差し支えない。

### キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）

### キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っていること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件に関する加算が無いいため、配置等要件は不要とする。

## <参考資料⑤> 都道府県・政令指定都市・中核市での規制について

●今回、出されてきた「臨時応急的な見直し」は、国単位での一律の施策です。

これに加えて、自治体での「地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策」が提起されています。

<社会保障審議会障害者部会（第153回）2025年12月8日>

・国から「人口に占めるサービス利用者割合が、上位25%の市町村・特別区（中山間地域等除く）に

関して、自治体に対して2つの要請をしています。

※1つは、障害福祉計画策定時にサービス量予測を全国平均に下げる事。（2026年度作成）

※そしてもう1つは、もともと2024年度から実施されている以下の制度の枠組み活用です。

「市町村は、都道府県の事業者指定について障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができる」

「指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる」（2024年度より可）」制度の活用を検討いただきたい。」

（イメージ例）

- ①市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- ②市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- ③サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ④計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

●今回の「福祉ビジネス」の急上昇を受けて、国は、自治体に対して、<上位25%の市町村>についてこの制度の活用を促しています。（対象は生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

- ・都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- ・指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。
- ・①障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）
- ・②いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
- ・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障

害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

## <参考資料⑥> 成年後見制度改正に向けた動き

成年後見制度、現行から大転換の可能性 今後は「終身型」から「オーダーメイド型」へ、新要綱 幻冬舎 THE GOLD ONLINE 2026年2/11

- 認知症などで判断能力が低下した人の契約や財産管理を支える**成年後見制度**について、制度のあり方そのものを見直す動きが進んでいます。法制審議会の部会は、現行制度を大きく転換する要綱案を取りまとめ、政府は2026年度中の民法改正を目指す見通しです。

今回の見直しは、制度を利用する本人だけでなく、家族の関わり方にも影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 現行制度、「本人の自己決定権」を過度に制限か？

現行の法定後見制度では、判断能力の程度に応じて「**補助・保佐・後見**」の**3類型**が設けられています。

- ・ とくに「**後見**」に該当すると、原則として後見人が広範な代理権を持ち、本人の法律行為は大きく制限されます。また、判断能力が回復しない限り制度の利用を終了できず、結果として事実上の終身制度となるケースもありました。

この点が、本人の自己決定権を過度に制限しているのではないか、という問題意識につながっています。

### 要綱案の柱(1) 3類型の廃止と「補助」への一本化

- ・ 要綱案では、現行の3類型を廃止し、法定後見を「補助」に統一するとされています。今後は、遺産分割や不動産処分などの個別の法律行為ごとに本人の同意を求め、家庭裁判所が必要に応じて補助人に代理権を付与する仕組みが想定されています。これは、包括的に代理権を与えるのではなく、必要な場面・必要な範囲に限って支援するという考え方への転換といえます。

#### 【家族が知っておくべき点】

今後は、「一度後見が始まったら、すべてを任せきり」という関係にはなりにくく、その都度、本人の意思確認や家庭裁判所の関与が前提になる可能性があります。家族にとっても、制度を「一任して終わり」ではなく、継続的に関わる場面が想定されます。

### 要綱案の柱(2) 「特定補助制度」の新設

要綱案では、判断能力を欠いているとされた人が、預金の払い出しや不動産取引など、法律で定められた11の重要な財産行為を行った場合、無条件で取り消すことができる「特定補助制度」を新設するとしています。

この制度を適用するためには、医師2人以上の意見が必要とされており、本人保護を強化する一方で、濫用を防ぐ仕組みも組み込まれています。

#### 【家族が知っておくべき点】

- ・本人が重要な財産行為を行った場合、後から「取り消せる可能性がある制度」が用意されることで、家族としては、事後対応の選択肢が増えることとなります。一方で、医師の意見が必要となるため、日常的な金銭管理と、重要な財産行為の線引きを意識する必要があります。

### 要綱案の柱(3)「やめられる後見」への転換

- ・補助人の解任理由についても見直しが行われます。これまでの「横領などの不正がある場合」に加え、「本人の利益のために特に必要があるとき」が解任理由として明記されます。

#### 【家族が知っておくべき点】

- ・今後は、「不正はないが、本人にとって適切な支援とは言いがたい」という場合でも、見直しを申し立てる余地が制度上明確になります。家族を感じる違和感を、制度上どう位置づけるかが、より重要になります。

### 死亡後の事務処理に関する整理

施設入所契約の解約や未払い金の支払いなど、本人死亡後の相続財産に関する事務についても、生前に付与されていた代理権の範囲内で、補助人が対応できると整理されました。

これは、実務上曖昧になりやすかった部分を明確にする内容です。

#### 【家族が知っておくべき点】

- ・死亡後の初動対応について、「誰が、どこまでできるのか」が事前に整理されることで、相続開始直後の混乱を一定程度抑えられる可能性があります。

### 制度改正を前に、家族として考えておきたいこと

- ・今回の要綱案は、あくまで改正の方向性を示したものです。今後の条文化や運用次第で、細部は変わる可能性があります。ただ、少なくとも読み取れるのは、成年後見制度が「固定的な保護」から「調整可能な支援」へと性格を変えようとしている点です。

#### 【家族が知っておくべき点】

- 本人の意思確認が、これまで以上に重視される
- 家族の関与は、開始時だけでなく継続的に求められる
- 制度を「使い続ける」だけでなく「見直す」前提が明確になる

### 本人の状況に応じて「柔軟に調整する制度」へ再設計

- ・成年後見制度は、本人を守るための制度であると同時に、家族にとっても大きな影響を及ぼす制度です。今回の要綱案は、後見を終身的な枠組みから切り離し、本人の状況に応じて柔軟に調整する制度へと再設計しようとする動きといえます。今後の法改正の動向を注視しつつ、家族としてどのように関わるべきかを、早い段階から考えておくことが重要になりそうです。

## <参考資料⑦>成年後見制度を使った人を退職させたのは「違憲」 最高裁が初の判断

2026年2月18日 東京新聞デジタル

- 成年後見制度利用者の就業を認めないとした旧警備業法の「欠格条項」の違憲性を巡る訴訟の上告審

判決で、最高裁大法廷（裁判長・今崎幸彦長官）は18日、条項が職業選択の自由を保障する憲法22条などに違反し「違憲」とする初判断を示した。一、二審が認めた賠償請求は「国会が長期にわたり立法措置を怠ったとはいえない」と棄却した。

◆社会や国民意識が変化、でも国会が放置したとは言えない

裁判官15人中、今崎長官ら10人の意見。三浦守裁判官ら5人は国会の立法不作為を認め、国に賠償責任があるとする反対意見を述べた。法令に対する最高裁の違憲判断は、障害者に不妊手術を強制した旧優生保護法を巡る2024年7月の判決以来、戦後14例目。

- ・判決は、前身の条項が設けられた1982年当時の知見では「相応の合理性があった」と認定。だが、国連の障害者権利条約批准（2014年）や障害者差別解消法の施行（2016年）など一連の動きが相まって社会や国民の意識が変化し、「障害を理由とする差別が禁止されるべきだ」とする考え方が確立された」と指摘した。
- ・その上で、遅くとも原告男性が警備会社を退職した2017年3月までには、条項によって一律に警備業務から排除される不利益は「看過しがたいものとなっていた」とし、憲法が保障する「職業選択の自由」と「法の下での平等」に反していたと認めた。
- ・一方、その時点では条項について憲法上の問題を指摘する学説はほぼ存在しなかった点などから、違憲性が明白だったにもかかわらず国会が放置したとは言えないと判断。国に賠償責任はないと結論づけた。

◆軽い知的障害、退職を余儀なくされた男性

- ・原告の岐阜県の30代男性は軽度の知的障害があり、警備会社で交通誘導をしていた。財産管理のため2017年に成年後見制度の「保佐人」を付けたところ条項により退職を余儀なくされた。

2018年、条項が違憲だとして国に損害賠償を求めて提訴。2021年10月の一審岐阜地裁判決は条項を違憲として国に10万円の賠償を命じた。2022年11月の二審名古屋高裁判決も違憲と判断し、賠償額を50万円に増やした。

旧警備業法など約180本の法律には、成年後見制度利用者は就業できないとする欠格条項があったが、2019年の改正で一括削除された。判決を受け、同法を所管する警察庁は「厳粛に受け止めたい」とコメントした。（三宅千智）

成年後見制度 認知症や知的・精神障害などがあり、物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る制度。弁護士や司法書士、福祉関係者、親族らが後見人などになり、財産管理や福祉の利用手続きを支援する。判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型がある。法制審議会は2月12日、制度の柔軟化に向け、途中での終了を認める「補助」への一元化などを盛り込んだ民法の改正要綱を平口洋法相に答申した。

◆最高裁が「違憲」とした意義は大きい

学習院大の尾形健教授（憲法）の話 障害がある人の権利の制約が憲法問題として捉えられ、最高裁が「違憲」とした意義は大きい。一方、一、二審判決がいずれも国の賠償責任を認め、「こうした欠格条項を置くべきではない」という強いメッセージを出したのに対し、多数意見は慎重に検討して限

定的な部分で違憲判断をした印象だ。障害がある人の権利保障に関する国会への投げかけとしてはインパクトが弱まり、残念だ。

## <参考資料> 2025年度 対大阪市オールラウンド交渉 確認事項

(抜粋)

### ●介護

#### ○入院時の支援について

- ・入院時における不適切対応等について、患者から苦情があった場合には、保健所を通じて病院の苦情対応窓口へ確実に伝達し、障害者の状況を理解したうえで、権利擁護の観点から障害者に寄り添った対応を心がける。
- ・障がい福祉課として、大阪府と連携し、入院時における重度訪問介護の利用について、引き続き医療機関の理解を求めていく。
- ・個室でなければ対応できないなど、治療に条件を付される事案が生じた場合には、合理的配慮の提供に向けた話し合いを行うための窓口として対応していく。

#### ○雇用と福祉の連携による就業支援事業

- ・雇用分野と福祉分野に分かれている請求手続きが煩雑であることから、重度訪問介護等の個別の法定給付に一本化する方向で、国に対して要望していく。
- ・就業形態の多様化を踏まえ、10時間未満で就労する障害者も対象とできないか、制度のあり方について検討を進める。
- ・利用料の自己負担については、事業者の厚意により本人負担を軽減している実態も踏まえ、事業者負担や負担上限額の減額等も含め、引き続き検討していく。

#### ○大学修学支援

- ・就学支援に係る単価については、単価引き上げの方向で検討を進めている。
- ・自立支援協議会からの指摘も踏まえ、18歳前のセルフプラン利用者やその保護者に対して、18歳以降の制度利用に関する周知チラシを作成し、16歳以降の申請タイミングで配布する。
- ・交通費については鉄道事業者の運賃設定による課題であるが、利用者負担が大きい現状を認識し、状況把握を進めながら、障害者に過大な負担が生じないように、鉄道事業者に対して働きかけを行っていく。

#### ○介護保険との併給問題について

- ・各区で実施しているケアマネジャー向けの振り返り研修（3年おき、8区ずつ）において、障害福祉サービスとの併給について引き続き周知を行っていく。
- ・介護保険との併給に関する大阪市ホームページについて介護保険全事業者に対して周知を行う。
- ・本人の意向を十分に確認したうえで、介護保険を利用しながらも、引き続き障害福祉サービスを利用できるよう、区に対して改めて周知徹底を図る。

### ○長時間介護（泊まり介護）の支給決定

- ・夜間支援において、不正に見守りについて制限が加えられる事案があることから、市が定めている介護や見守りの必要性に関する内規に基づき、適切に支給決定を行う。
- ・一方で、支援ニーズの変化にも対応できるよう、内規の項目追加等について、時代に即した見直しを検討していく。

### ○移動支援について

- ・他市町村の単価設定状況を踏まえ、大阪市にふさわしい単価設定や加算のあり方について検討する。
- ・法定給付での対応が可能な場合には、法定給付への移行を進める。
- ・年間での利用時間数の繰越についても検討を行う。
- ・不正利用を抑制する形で財源確保を図るため、DXの活用を含め、アプリによる時間数管理等の方策について検討していく。

### ○盲ろう者支援について

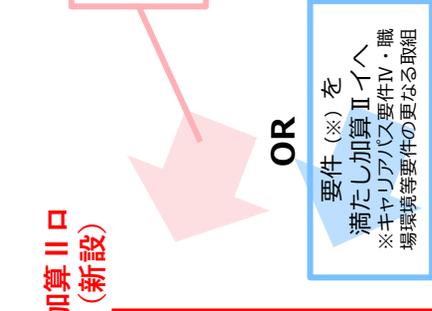
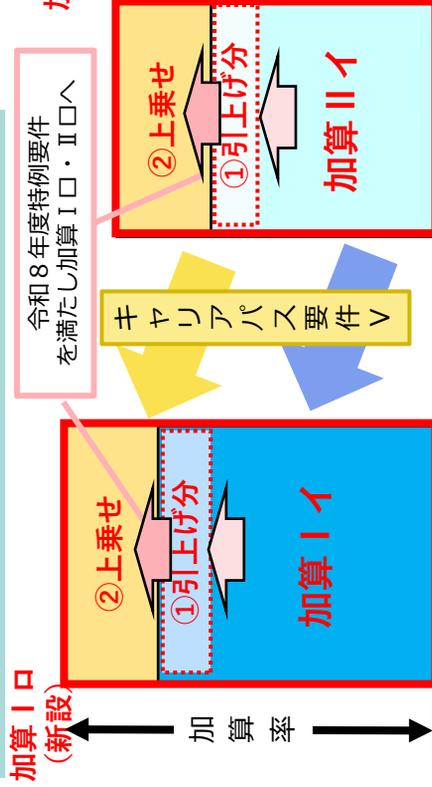
- ・盲ろう者支援について、担当課長代理として実際の支援現場の状況を確認するため、現地確認を行う方向で検討する。
- ・盲ろう者支援に関する理解促進について、啓発チラシを利用し、介護保険分野にも周知を行う。
- ・大阪市ホームページに掲載している盲ろう者支援に関する内容について、より分かりやすく、実態に即した内容となるよう拡充を図る。
- ・新任職員向けの研修に加え、区に対して文書による通知を行うことについて検討する。
- ・盲ろう者支援における通訳・介助等での2人派遣のニーズについて、大阪府に対して実態を伝えていく。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充①

## 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組み事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組み事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



### 令和8年度特別要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件 (キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件) ※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

取得なし

### 注) 令和8年度特別要件

ア・イのいずれか及びウを満たすこと

- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上 (※①②必須)
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
- ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分 (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充②

## 単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算							
	I				II			
	I-I	I-O	II-I	II-O	III	IV		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%		
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%		
同行支援	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%		
行動支援	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%		
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%		
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%		
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%		
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%		
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%		
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%		
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%		
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%		
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%		
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%		
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%		

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算							
	I				II			
	I-I	I-O	II-I	II-O	III	IV		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%		
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%		
共同生活援助 (介護サービス包括型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%		
共同生活援助 (日中サービス支援型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%		
共同生活援助 (外部サービス利用型)	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%		
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%		
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%		
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%		
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%		
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%		
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%		
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%		

サービス区分	
計画相談支援	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%
	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

# 1(1) 処遇改善加算の拡充③

## 算定要件等

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

## 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の福祉・介護職員分の  
加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊸必須） + d.全体から14以上（\*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上 (㊸㊹必須)（\*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月額賃金で配分（\*）

(\*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

# (参考)職場環境等要件(令和8年度)

・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8  
 ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上)⑩は必須 + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事一口一テ一シヨ一ン・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にとたわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事者課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護との両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等々の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・片付け)等の実践による職場環境の整備を行っている ⑲⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ⑲⑪業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務監視が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ⑲⑫介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ⑲⑬業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ⑲⑭各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きたいの醸成	⑲⑮ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ⑲⑯地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ⑲⑰利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ⑲⑱支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

# 1(2) 国庫負担基準の見直し

## 概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

○ 障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。

○ 今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

## 単位数

### ○令和6年4月～

#### 居宅介護利用者

区分1	3,100単位 ( 6,410単位)
区分2	4,010単位 ( 7,270単位)
区分3	5,890単位 ( 9,190単位)
区分4	11,070単位 (14,320単位)
区分5	17,730単位 (20,980単位)
区分6	25,500単位 (28,800単位)
障害児	9,950単位 (13,270単位)

※カテゴリー内は通院等(乗降)介助あり  
(介護保険対象者)

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

#### 重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	<b>62,050単位</b>

(介護保険対象者)

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	<b>22,910単位</b>

#### 同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位
行動援護利用者	
区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

#### 重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であつて重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	<b>45,510単位</b>

### ○令和8年6月～

#### 居宅介護利用者

区分1	3,170単位 (6,550単位)
区分2	4,090単位 (7,420単位)
区分3	6,010単位 (9,380単位)
区分4	11,300単位 (14,620単位)
区分5	18,100単位 (21,420単位)
区分6	26,040単位 (29,410単位)
障害児	10,160単位 (13,550単位)

※カテゴリー内は通院等(乗降)介助あり  
(介護保険対象者)

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

#### 重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	<b>63,040単位</b>

(介護保険対象者)

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	<b>23,130単位</b>

#### 同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位
行動援護利用者	
区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

#### 重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であつて重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

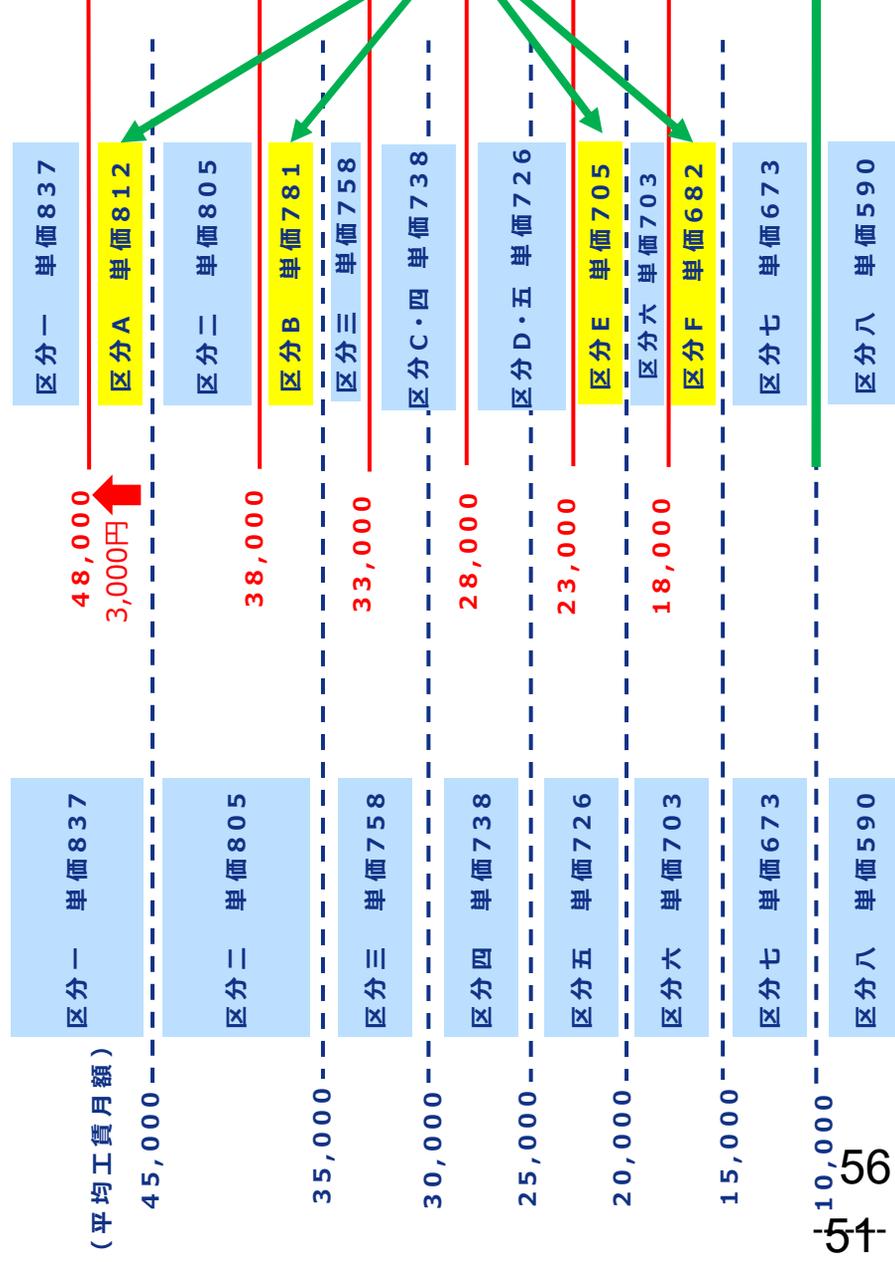
区分6	75,870単位
介護保険対象者	<b>46,460単位</b>

# (参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の見直しについて (イメージ)

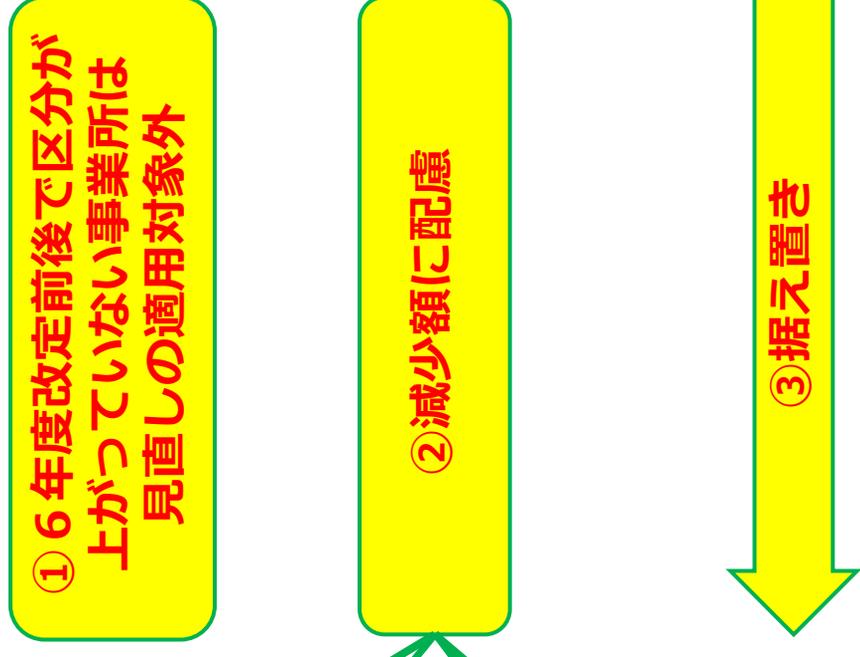
- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
    - ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
    - ② 見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
    - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6：1、定員20名以下の場合

## 【R6報酬改定後（現行）】



## 【見直し後】



こがっ このか どよう しょうだいれん だいさんじゆえんかい そうかい あんない

定員 (ていいん) らいじよ 来場100・ズーム100

# 5月9日(土) 障大連 第33回 総会のご案内

皆さま方におかれましては、日々の障害者の自立と社会参加に向けたご活動、本当にお疲れさまです。障大連の第33回総会のご案内をさせていただきます。今年のご総会は、昨年の総会を受けて、障大連規約等の整備に関することや、取り組みも含めたご報告を、時間をかけて行いたいと思ひます。よって昨年に続き、記念講演(学習会)は行わず、総会のみを開催とさせていただきます。障大連の今後の活動について、多くの団体・個人からご意見等を頂けたらと思ひます。

なお今回は初めて障大連事務局のある、情報コミュニケーションセンターにて総会を行います。日頃の活動の場も是非ご覧頂けたらと思ひます。ご参加をどうぞよろしくお願ひいたします。

(加盟団体の皆さまには、事前議案・出欠確認を4月中旬に送らせて頂きます。よろしくお願ひいたします。)

◆ **日程**：2026年5月9日(土)

◆ **会場**：府福祉情報コミュニケーションセンター  
(大阪市東成区中道1-3-59) 4階・会議室1

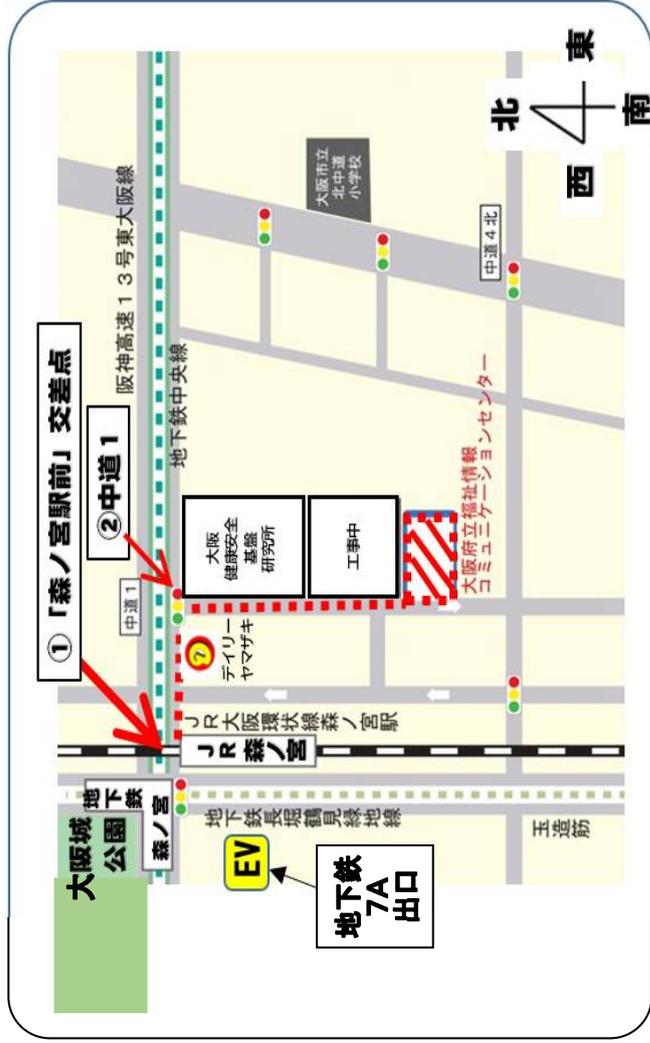
◆ **時間**：13時30分から16時30分

◆ **会場アクセス** (全体手話通訳あり)

地下鉄・JR「森ノ宮」駅より徒歩約7分

① 「森ノ宮駅前」交差点を東に進み

② 「中道1」右折、直進200 m で左に会場



<主催：障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議(障大連) 電話：06-6748-0646 FAX：06-6748-0673 >

# 相談支援から見る地域課題を話し合い 課題解消に向けた意見交換をしよう!!

日々、相談支援業務で頑張っておられるみなさま、おつかれさまです。  
地域で生きる権利部会では年に1度、相談支援をテーマに学習会の開催や府内各市町村の実情集約をおこなっています。今回もアンケートやグループワークを通して現場のみなさんの声を集約し、大阪府へ改善を求める働きかけを行っていきたいと思いますので是非、ご参加いただきますようお願いいたします。

**日時** 3/26 (木) 13:30～16:30 (受付13:00～)

**場所** 大阪市立 天王寺区民センター 1階ホール

## 内容

- 枚方市の相談支援体制について  
報告：長尾祥司さん（パーソナルサポートひらかた）
- 地域課題解消に向けた実践報告
- グループワーク

※今回ズームはありません、会場参加のみとなります

### 会場 天王寺区民センター

〒543-0073

大阪市天王寺区生玉寺町7-57

#### <アクセス>

地下鉄 谷町線

「谷町9丁目駅」徒歩10分

「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅徒歩2分

\*地図上の「1EV」は谷町線天王寺方面

(下り)改札のエレベーター

「2EV」は谷町線東梅田方面

(上り)改札のエレベーターです。



お申込みは、裏面に記入いただきFAXか、あるいはメールにて  
同様の内容を以下までお送りください。(締め切り 3/16)

FAX: 06-6748-0673 MAIL: syodairen@mbr.nifty.com

もうしこ ようし しめきり がつ にち げつ  
申込み用紙(〆切:3月16日(月)まで)

ふあつくす

FAX:06-6748-0673

さんか  
参加  
無料

もく しょうだいいれん ちいき い けんりぶかい  
3.26(木)13:30-16:30 障大連・地域で生きる権利部会

そうだんしえん み ちいき かだい はな あ  
相談支援から見る地域課題を話し合い

かだいかいしょう む いけんこうかん  
課題解消に向けた意見交換をしよう!!

しよぞく だんたい ほうじん ご所属 (団体・法人):	
れんらくたんとうしゃ だんたいと かた きにゆう 連絡担当者 (団体取りまとめの方のみご記入ください):	
TEL: FAX:	
おなまえ (参加者) さんかしゃ	
①	
②	
③	
④	
⑤	

\*メールでお申込の方は、syodairen@mbr.nifty.com へ表題に「3.26部会参加希望」とご記入の上、  
本文に①参加者おなまえ・所属 (あれば)、②ご連絡先、をご記入の上、送信ください。

なお、当日参加が難しい方で資料を希望される場合、後日に資料送付させていただきますので、その旨を  
記載してください

しゅさい しょうがいしゃ じりつ かんぜんさんか おおさかれんらくかいぎ しょうだいいれん  
主催:障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議(障大連)

2026.3.21

厚生労働省  
令和7年度依存症民間団体支援事業

# 依存症回復支援施設

# 交流集会

**参加無料**

2026.3.21(土)

午後12時より(午前11時30分より受付)

エル大阪(大阪府立労働センター)

大阪メトロおよび京阪電車の天満橋駅から徒歩約5分

11時半 受付

12時 全体集会

14時半 分科会

**全体集会 12:00~14:15**

## 「当事者とともに歩む」支援のかたち —回復施設の歴史とこれから—

回復施設の始まりはいつ頃で、どのような状況から生み出されていったのでしょうか。障害者自身による運動はまた、どのような背景の中から始まり、今はどのような方向に向かっているのでしょうか。

「回復施設の始まり」「障害者運動の始まり」から今日に至る歴史経緯について学び、現状、そして、これからの展望していきたいと考えます。

### ■講師

田島巳喜雄 大阪マック 大阪マック設立者、カウンセラー

倉田めば 大阪ダルク 大阪ダルク設立者、Freedom代表

細井清和 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 事務局長

### ■コーディネーター

高橋郁夫 釜ヶ崎ストロームの家

佐古恵利子 リカバリハウスいちご

主催：特定非営利活動法人大阪ダルクアソシエーション  
共催：いちごの会・大阪マック・釜ヶ崎ストロームの家

分科会1

ギャンブル地獄からどう抜け出すか  
～ギャンブル依存症の理解と対応

アディクションの起源は私たちが今使っている脳の基本構造ができたときで、さまざまな行為にハマるのが私たちという生き物です。「賭け」にハマることも文明が生まれた時期からある、人間特有の行動のひとつで、現代的な形態がギャンブルです。この行動を理解することで、どう対応すればいいのかを導き出していければと考えています。

講師

吉田精次(精神科医)

藍里病院副院長、藍里病院依存症研究所所長

分科会2

依存症支援とソーシャルワーク  
～回復を支える理論と実践の接続

本分科会では、依存症支援においてソーシャルワークが果たす役割とその重要性を中心に取り上げる。依存症からの回復は、個人の内面のみで完結するものではなく、家族関係、制度、地域社会、文化的規範など多層的な環境との相互作用の中で進んでいく。講義では、回復を支える理論モデルを整理し、支援実践を構造的に捉える視点を提示する。後半の演習では、各現場で実行可能なアクションプランを作成し、理論と実践の接続を図る。

講師

岡田 まり

立命館大学 産業社会学部 教授

分科会3

リハビリ志向での  
大麻の行方を模索したい

2023年、大麻の検挙者数が、覚せい剤を上回った。しかし、大麻の本質的な問題は明らかでなく、リハビリプログラムは確立していない。そこで、大麻使用経験者同士で大麻に関する「当事者研究」(野菜クラブ)の研究を行った。大麻使用者のあるがままの姿をあぶり出し、大麻についての今日的課題を多様な角度から探求したい。

報告: 寶田 穂

(武庫川女子大学・精神看護学教授)

倉田めば

(Freedom代表、野菜クラブコーディネーター)

分科会4

生き方はいろいろ  
～アディクションとともに生きる人たちの多様性

「生き方はいろいろ」をテーマに、アディクションとともに生きる人たちの今の姿を共有します。後半は少人数のグループに分かれ、感じたことや思いを語り合う時間を設けます。異なる地域、異なる施設の人たちとの出会いを通じて、アディクションと共に生きる私たちの多様性と可能性を確かめあいましょう。

コーディネーター

寺井修也

大阪ダルク代表

申し込み・お問い合わせ 先着順で受付します。定員を超えたときは、お断りすることがあります。

・申し込み専用フォームから

<https://forms.gle/Nd1SCzPaQWxkKbPG6>

スマホから申込み

・ファクスから 下の欄に記入し、この面を送信してください。ファクス 06-4980-8040

・お問合せ リハビリハウスいちごいちえ 06-7503-8087

※分科会は先着順です。定員を超えた場合は、第二希望分科会に参加していただきます。



お名前	所属	職種など	分科会第一希望	分科会第二希望
		<input type="checkbox"/> 施設スタッフ <input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 分科会① <input type="checkbox"/> 分科会② <input type="checkbox"/> 分科会③ <input type="checkbox"/> 分科会④	<input type="checkbox"/> 分科会① <input type="checkbox"/> 分科会② <input type="checkbox"/> 分科会③ <input type="checkbox"/> 分科会④



## 泉大津TRYSeason4って？

11年目を迎える泉大津TRYの次なるテーマは「歩道で繋がるバリアフリー」です。府道38号線（粉河線）を舞台に、高齢者や障害者、ベビーカー利用者等と一緒に街歩きして、道路の傾斜や幅、凹凸の状況などを一緒に調査して、誰もが利用しやすい道路を、そして街のバリアフリーをみんなで考えるプロジェクトです。

# 泉大津TRYseason4 開幕式

『歩道で繋がるバリアフリープロジェクト』～人とつながる街づくり～

**日時** 2026年3月22日（日）14:00～16:00（受付は13:30～）  
第一部 14:00～15:30 / 第二部 15:30～16:30

**場所** テクスピア大阪 小ホール  
大阪府泉大津市旭町 22 - 45



### プログラム

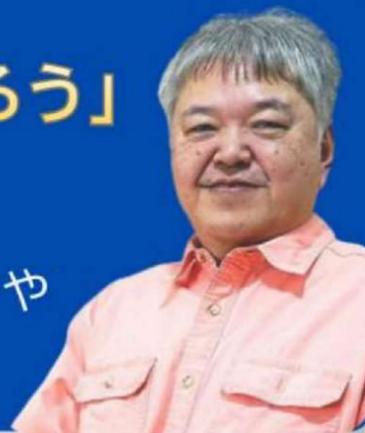
13:30～14:00 受付  
14:00 開会  
14:00～15:30 第一部

### 記念講演

「住民参画でバリアフリーな街をつくろう」

DPI日本会議事務局長 佐藤 聡 氏

東京オリパラ会場の新国立競技場のバリアフリーや  
新幹線の車椅子スペース拡充に携わる



15:30～16:30 第二部（フィールドワーク）  
16:30 閉会（流れ解散）

お申し込みはコチラ

**申込み** 3月15日までにGoogleフォームにてお申込みください

※点字資料が必要な方は、2月22日までに申し込みください



主催：NPO法人自立生活センター・リアライズ

TEL：0725 - 22 - 7716 / FAX：0725 - 22 - 7746

# これまでの泉大津TRYの歩み

## そもそも泉大津TRYって？

「泉大津TRY」とはNPO法人自立生活センター・リアライズが泉大津市で行っている街づくり活動の名称です。障害者差別解消法が2016年に施行されることを受け、2015年4月より「人とつながる街づくり」を合言葉にインクルーシブ社会を目指す活動として取り組んでいます。



## Season1

市内約350店舗の事業者には障害者差別解消法や合理的配慮の周知活動を行い、**176** 店舗での合理的配慮実施店舗のステッカー掲載が実現しました。

店舗の利用に困難のある方へ  
お手伝いします



お気軽にどうぞ

## Season2

地域の団体の皆さん、学校の生徒さんたちなど、市内の大人から子どもまでもが一緒になって街頭募金活動を行うとともに、市内**23**店舗での募金箱の設置により、2026年1月までに集まった合計**939,757** 円の支援金にて、市内**17** 店舗にスロープ設置を実施してきました。



## Season3

2024年の障害者差別解消法改正による民間事業者の合理的配慮義務化を受け、泉大津市で始まったバリアフリー化助成事業の周知・啓発のため、市内の**278** 事業所を訪問するとともに、バリアフリー化や合理的配慮に関する無料相談を実施しました。



Season4開幕式へのお申し込みはこちら



# 障がい者が「はたらく」ということ

今回おおさかひがしでは、障がい者が「はたらく」ということを、下記の2つの視点から考えていけたらと思います。自立生活センターに関わっている方、一般就労しておられる方、将来どうしようと考えている方、その関係者の方、みなさん奮ってご参加ください。どちらか1つの参加も大歓迎です。

## パートI

じりつせいかつ  
自立生活センターで「はたらく」ということ

にちじ ねん がつ にち きん  
日時:2026年3月27日(金) 13:30~16:30

ばしよ じょうとうくみん かいがいぎしつ  
場所:城東区民センター4階会議室

パネラー:姜博久氏(自立生活センター・スクラム代表)

きたおかけんじし じりつせいかつ  
北岡賢治氏(自立生活センター・おおさかひがし代表)

さんかひ  
参加費  
わりよう  
無料!



ちかてつながほりつるみりよくちせん いまどとすじせん  
地下鉄長堀鶴見緑地線・今里筋線  
「蒲生4丁目」  
⑦出口  
(エレベーターあり)



さんかひ  
参加費  
わりよう  
無料!

## パートII

いっばん かいしゃ  
一般の会社で「はたらく」ということ

にちじ ねん がつ にち ど  
日時:2026年4月18日(土) 13:30~16:30

ばしよ ひがしなりくしゃかいふくしきょうぎかい がいたもくてきしつ  
場所:東成区社会福祉協議会3階多目的室

こうし とちもとみ きし おおさかししゅうぎょう せいかつしえん  
講師:羽本美樹氏(大阪市就業・生活支援センター)

はったつしょうがいしゃしゅうぎょうしえん  
発達障害者就業支援コーディネーター)

げんざいしゅうろうちゅう かた めい  
現在就労中の方1名



ちかてつせんちちまえせん いまどとすじせん いまどと  
地下鉄千日前線・今里筋線「今里」  
⑤出口(エレベーターは③出口)  
きんてつおおさかせん ならせん いまどと えき  
近鉄大阪線・奈良線「今里」駅

★お申し込みは、裏面の申込用紙  
をFAXいただくか、お電話にて  
受付しております。

【主催・お問い合わせ】 NPO法人 自立生活センター・おおさかひがし (担当:神田、望道)

おおさかひがしなりくおおいまざとみなみ  
大阪市東成区大今里南2-17-17 TEL:06-6975-7022 FAX:06-6975-7088

ねんどだい かいじりつ さんかもうしこみしょ  
**2025年度第1回自立セミナー 参加申込書**

●参加される内容を○で囲んでください。

**パートI                      パートII                      りょうほう  
 両方**

にゆうらん きにゆう うえ                      心あつくすいただ                      でんわ                      ちよくせつ                      もう                      こ                      くだ  
 記入欄をご記入の上「おおさかひがし」へFAX頂くか、電話で直接お申し込み下さい。

●お名前と参加人数

	名
--	---

●ご住所

--

●所属(事業所名など)

--

●連絡先

でんわばんごう 電話番号	
FAX	

参加者氏名	備考
(ふりがな)	くるまいす                      しよう                      車椅子を使用されますか？                      ・はい (手動・自動) ・いいえ かいじょしゃ                      む                      ゆう                      (                      人)                      介助者                      無・有
(ふりがな)	くるまいす                      しよう                      車椅子を使用されますか？                      ・はい (手動・自動) ・いいえ かいじょしゃ                      む                      ゆう                      (                      人)                      介助者                      無・有
(ふりがな)	くるまいす                      しよう                      車椅子を使用されますか？                      ・はい (手動・自動) ・いいえ かいじょしゃ                      む                      ゆう                      (                      人)                      介助者                      無・有

【主催・お問い合わせ】 NPO法人 自立生活センター・おおさかひがし (担当: 神田、堂道)

おおさかしひがしなりくおおいまぎとみなみ  
 大阪市東成区大今里南2-7-17 [TEL:06-6975-7022](tel:06-6975-7022)



# ゆめ風基金 能登半島地震 支援報告会

能登半島地震から2年。今回の報告会では、この2年間を振り返り、今後の復興に向けた取り組み等について報告していただきます。被災地の現状を知ることができる貴重な報告会です。是非、ご参加ください！

●日時 3月22日(日) 午前9時30分～12時

●場所 大阪市立青少年センター(ココプラザ) 講義室 504

(〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目13-13)

●内容 ・穴水町の現場から【特定非営利活動法人いきいき】 臨時職員 大菌 拓郎さん

・輪島市の現場から【特定非営利活動法人夢かぼちゃ】代表 井上 治さん

・能登の障害者支援について

【JDF能登支援センター】事務局 塩田 千恵子さん

●申し込み方法 以下のアドレスにあるフォームよりお申し込みください。

google フォーム <https://x.gd/hyPRT>



※google フォームが利用できない方は、名前、団体名、電話番号、会場又は ZOOM 参加かを、ゆめ風基金までメールください。ZOOM 参加の方には、開催日 2 日前までに参加アドレスをお知らせします。

## 能登北部

## 能登中部



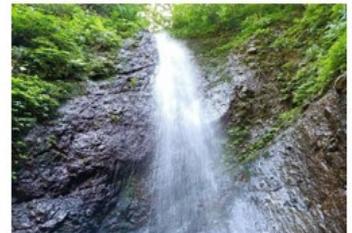
珠洲市 | 見附島



輪島市 | 白米千枚田



七尾市 | 青柏祭



中能登町 | 不動滝



能登町 | あはれ祭り



穴水町 | 能登さくら駅



志賀町 | ヤセの断崖



羽咋市 | 千里浜なぎさドライブウェイ

NPO 法人 ゆめ風基金

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 1-13-43-106

電話：06-6324-7702 / FAX：06-6321-5662

メール：info@yumekazek.com



離れていても繋がれる…

# 能登地域 授産事業製品カタログ

震災から2年、豪雨災害から1年3ヶ月。被災地では公費解体が進み空き地が増え、町の風景は変わりつつあります。事業所が抱える課題も地域によって異なりますが、就労系の事業所では、被災などの影響で仕事が減少しています。

この様な課題に対し、ゆめ風では遠方からでもできる支援として、能登の福祉事業所が製造する授産製品をまとめた【物販カタログ】を作成し、現在15事業所の商品が掲載されています。今後、新潟県の事業所の商品も掲載予定です。

このカタログに関する詳細をお知りになりたい方は、ゆめ風基金（担当：植野）までお問合せください。

## ●掲載商品の一部をご紹介します●

### \*すず樺（珠洲市）

●缶バッチ 200円



オリジナルイラストの缶バッチです！  
（柄は選べません）

●キリコ（白・黒）1200円



全て手作り。細部まで丁寧に仕上げられています。（縦19.5×横7×奥行0.5F）

\* 作業風景 \*



### \*つながり（羽咋市）

●卓上カレンダー いつからでも使える31日卓上カレンダー。



1冊 1,500円  
縦120mm×高さ150mm（台紙含む）

●クリアファイル



1枚 200円

メンバーたちの嬉しい言葉、悲しいことば、おもしろいことばや想いの言葉。そのすべてがひとり一人のもので、一冊だけのもの。  
誰らと書かなければならない時、誰かの手で書かなくてはいけない。そんなひとコマをあなたにもお寄せします。

●オリジナルノート（A5サイズ） 1冊 500円



（ノートは無地or柄紙が選べます）

●一筆箋（左から：ななま、クワガタ、かえる、たこ） 1冊 500円



このイラストを思い浮かべます！

### \*えがお穴水（穴水町）

●能登の海の シーグラスタッセル 750円



能登の里山・里海のイメージカラーの布地と、能登の海岸で採れたシーグラスを使って作った『タッセルキーホルダー』です。

シーグラスとは、海岸や湖畔で見つかる波に揉まれて角が取れたガラス片のことで、長い年月をかけて波と砂、岩によって磨かれて作られます。

元々は人間が捨てたガラス瓶などのゴミが、自然の力で形を変え、美しい姿になり「海の宝石」と呼ばれます。

同じ形をしたものは一つとしてなく、それぞれが異なる表情を持っており、その形に癒され愛着が湧きますよ！



「NOTO」のロゴが入っています。



能登の海で採取したシーグラスを使用しています。

### \*夢かぼちゃ（輪島市）

●トートバッグ



見附、のとしま水族館など、能登の名所をイラストにしました。



小：縦1,500円  
（生地厚め）

大：2,000円  
（生地厚め）

小：縦35 横36 マチ10 持手24F

大：縦38 横40 マチ12 持手26F

### ●おおとり（能登町）

\* 期間限定商品 \*

ご注文時にお問い合わせください

- \* さつまいもクッキー 200円
- \* スノーボールクッキー（冬季限定）200円
- ・紅茶 ・ココア ・抹茶



ココロに響く！  
スノーボールクッキー

見た目が可愛い  
さつまいもクッキー



スノーボールは、煮けないように一つ一つ丁寧に扱います。



間違えのないよう、確認して見送ラベルを準備します。

●缶バッチ 1個 300円

奥能登の方言を缶バッチにしました！

- ・まいわ～：おいしい
- ・だら：ハカ
- ・いいいね：べつにいい
- ・きのどくな～：すいません
- ・はあーちきねえ：はあ～つらい
- ・まんて：とても
- ・おいね：そつだ
- ・どいね：どうなの？
- ・えちやけ：かわいい
- ・だちかん：だめだ



●Tシャツ①：前面プリント 2,500円

色：アイボリー・ブラック・オートミール



●Tシャツ②：背面プリント 2,500円

色：ブラック・ホワイト



### \* ゆめ風基金のSNSやウェブサイト \*



Website



Facebook



Instagram

特定非営利活動法人 ゆめ風基金（認定NPO）  
〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-13-43-106

TEL：06-6324-7702

FAX：06-6321-5662

メール：info@yumekazek.com



被災障害者支援

## 能登半島地震 1年10ヵ月

能登半島地震は1日、発生から1年10ヵ月となった。地震による死者は災害関連死を含め、石川、富山、新潟3県で計679人。ほかに石川県の5人が近く関連死として正式認定される方向で、死者の合計は684人になる見通し。

大きな被害が目立った石川県内では、11万6452棟の住宅に被害があった。被災した住宅などの公費解体は、県が解体完了の目標としていた10月末以降も続く。  
昨年9月の奥能登豪雨の影響も色濃く残り、県内外の仮設住宅などで暮らす人は豪雨の被災者も含め、10月20日時点で9624世帯計1万9763人に上る。(田嶋豊)



豆をパック詰めして納豆を製造する「みのり園」の利用者ら=10月22日、石川県七尾市で(奥田哲平撮影)

昨年の能登半島地震以来、石川県能登地方の障害者の仕事が減っている。働く場である就労施設で製造する商品の販売先や内職を請け負っていた地元企業が被災した影響だ。そんな中で、新たな仕事創出に取り組み、障害者の社会参加ややりがいづくりに知恵を絞る施設もある。(奥田哲平、高橋信)

# 障害者就労 続く苦境

## 企業被災、施設に打撃



仮設住宅のポストにチラシを入れる「すず榎」の利用者=10月20日、石川県珠洲市で(高橋信撮影)

七尾市国分町の「みのり園」では10月下旬、利用者5人が職員2人とともに主力商品の納豆づくりを励んでいた。湯気の立った黒豆に納豆菌を振りかけ、手作業でパックに詰める。それが、旅館は軒並み休業し、現在は一部を除いてほぼ取引がなくなった。  
県内の就労施設では唯一、自主商品として納豆を製造するというみのり園。地震直後は断水のため製造できず、再開後も売り上げが大きく落ち込んだままだ。地震前に売り上げの半分を占めていたのは和倉温泉の旅館、宿泊客の朝食バイキングに並べられた。だが、旅館は軒並み休業し、現在は一部を除いてほぼ取引がなくなった。  
施設長の田畑正村さん(69)は「大手メーカーから納豆の新製品が出続けるので、急な販路拡大は難しい。たれを付けるにも設備投資が必要」と悩ましい。

## 草刈り、投函… 新たな仕事開拓

ほかにアルミ缶などの資源回収事業や菊手茶づくり、地元企業からの内職の受託で収益を上げる。地震前の平均賃金(工賃)の月額2万円余りを何とか維持しているという。田畑さんは「利用者の皆さんは、仕事にプライドを持っている。給料があり、友だちと会えて楽しみに来ている。居場所を守りたい」と話す。  
珠洲市飯田町の「すず榎」は、地元企業を中心に受注している内職が収入の柱だった。かつては年間約700万円ほどの収入があったが、新型コロナウイルス禍で減少していたところに地震が起きた。受注元の企業が閉業したり事業規模を縮小したりしたことで、仕事が減った。  
利用者が作るキリコのミニチュア模型などの小物類は、観光客が減りほとんど売れなくなった。県外の福祉施設などがイベントで代りに販売してくれるが、理事長の宮野修さん(80)は「正直、支援は今年までだ」と思うという。  
「正直、支援は今年までだ」と思うという。  
田嶋豊は「地震前に比べて利用者が3割近く減ったものの、現在も44人の知的・精神障害者が登録。手をまねいているわけにはいかないと、新たな仕事創出に取り組む。その一つが、公費解体後の空き地で伸びた雑草を格安で刈る事業。ただ昨年10月からの1年間で手がけたのは22件で、想定より需要は少なかった。  
県が高齢者や障害者らに事業を発注する仕組み「能登復興推進隊」にも登録。仮設住宅へのチラシ投函などの公共的な仕事を受注することで、地震前と同水準の工賃を維持している。利用者によっては収入が増えた人もいるというが「この仕事はなかったら、今年は従来の半分くらいの収入になってしまったかもしれない」と危機感を示す宮野さん。「作業をして工賃がもらえるというのは利用者の生きがいになる。復興推進隊もいつまでもある仕事じゃないと思うので、草刈り事業を周知し顧客を開拓していきたい」と意気込む。

## 『仕事にプライドを持っている…』

「おいらが掃除しないとすぐに汚くなるんだよ。まったくこまっちゃうよ」この言葉は、輪島の事業所を訪問した時に清掃作業に対してメンバーさんが話してくださった言葉です。このカタログが、支援の一助となれば幸いです。